第４章　震災応急対策計画

第１節　活動体制計画

〔　方針・目標　〕

- 震度５弱以上の地震の発生により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、迅速な情報収集及び対応が可能な体制をとる。
- 震度４の地震の発生の場合は、準備体制を敷き、本部体制に準じた対応がとれるよう備える。
- 警戒宣言等の南海トラフ地震臨時情報にも対応し、混乱防止等に対応する体制をとる。

第１　市本部の設置・廃止

市担当部班	本部事務局
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

熊谷市災害警戒本部又は熊谷市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置等は、次のように行う。

１　本部の設置・廃止の基準

本部の設置及び廃止の基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

＼	災害警戒本部	災害対策本部
設置	(1)　市内において震度５弱の地震が観測されたとき。［自動設置］ (2) その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	(1)　市内において震度５強以上の地震が観測されたとき。［自動設置］ (2) その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。
廃止	(1) 災害対策本部を設置したとき。 (2)　災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。

２　本部の設置・廃止の決定

自動設置の場合を除き、本部の設置の決定については次のとおりとする。

(1)　部長等は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて、市長に本部の設置を要請する。

(2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。

(3) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監　の順に代行する。

３　設置・廃止の通知

本部を設置し、又は廃止した場合、危機管理監は、電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報する。なお、通知の際は、必要に応じて関係機関等に対し、本部連絡員の派遣を要請する。

４　準備体制

危機管理監は、市内において、震度４の地震が観測された場合は、市本部設置に備えた準備体制を取り、活動を指揮する。

■準備体制での活動内容

◇情報の収集及び伝達	◇被害状況の把握及び県等への報告
◇広報活動	◇所管施設の点検、応急措置等

５　業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく業務の実施

市内において震度５強以上の地震が観測されたとき、又はその他の被害状況により市長が必要と認めたときは、「熊谷市業務継続計画」に基づき、限られた人的及び物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務等の非常時優先業務を最優先に実施する。

６　救助法が適用された場合の体制

市は、本市に救助法が適用された場合は、県知事から委任を受け、同法に基づく救助事務を実施（又は県の実施する救助事務を補助）するものとする。

→ 本章 第 23 節「事前措置及び応急措置等」 第２「救助法の適用要請」参照

【様式編】 5 配備通知書

第２　市本部の開設・運営

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	

１　本部の開設

本部の設置場所は、原則として、市本庁舎の603会議室とする。ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①中央消防署、②その他の公共施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

２　組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。

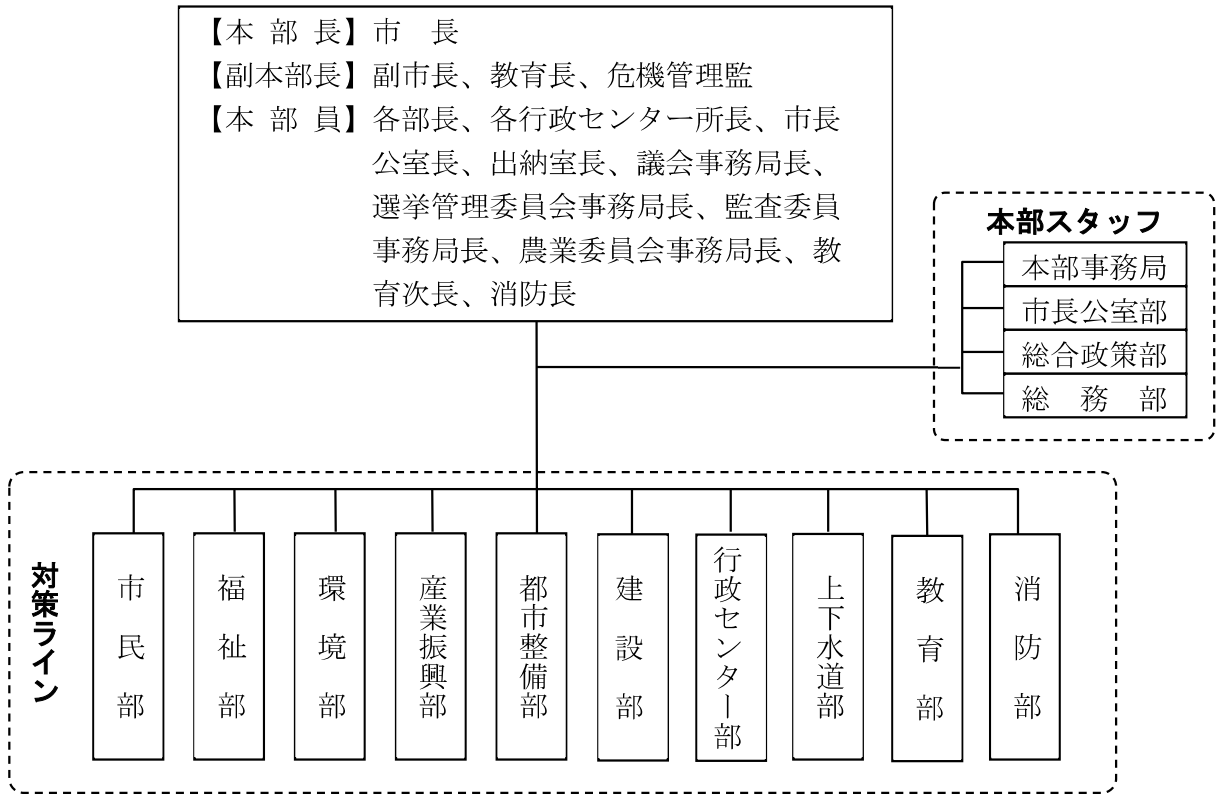

なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

■本部体制での活動内容

◇情報の収集及び伝達	◇被害状況の把握及び報告
◇関係機関との連絡及び調整	◇災害危険箇所の警戒及び巡視
◇所管施設の点検及び応急措置	◇被害への応急対応
◇広報活動　ほか	

３　本部会議

災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は、本部会議を随時招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

なお、本部員に事故のある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

４　班長会

本部長は、必要があると認めるときは、班長会を設置する。

班長会は、本部スタッフ及び各対策部の班長をもって構成し、副本部長が指揮を執る。

５　現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、分庁舎又は現場付近の公共施設等に、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮を執る。

６　国・県の現地対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携して、効果的な災害対策を行う。

【資料編】14 災害時事務分掌

第３　関係機関の活動体制

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携及び情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第２節　動員配備計画

〔　方針・目標　〕

- 職員の動員配備は、震度情報に応じて指示なしに参集する「自動配備」を原則とする。
- 震度６弱以上の地震が発生した場合は、全員が参集する体制とする。

第１　市職員の動員・配備

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班
関係機関	

１　配備の決定準備体制

自動配備の場合を除き、震度計の数値や気象庁による地震情報等に関する危機管理監の報告に基づき、市長が必要な配備態勢を判断する。

■配備態勢と判断基準

配備態勢		判　断　基　準	配備職員
準備体制	１号配備	①市内において震度４の地震が観測されたとき。 ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	危機管理課、 災害対策本部員、 初動対応が必要な班長及び各行政センター副所長
災害警戒本部体制	２号配備	①市内において震度５弱の地震が観測されたとき。［自動配備］ ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	各班の事情に応じて、課長を配備、 所要の職員
災害対策本部体制	３号配備	①市内において震度５強の地震が観測されたとき。［自動配備］ ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上、 応急対策要員
	４号配備	①市内において震度６弱以上の地震が観測されたとき。［自動配備］ ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	全職員

２　職員の動員

ア　勤務時間内

地震が発生した場合、総務部長は、速やかに震度及び該当する配備レベルについて庁内放送するとともに、各部長に配備態勢を伝達する。なお、出先や外出中の職員等へは、各部長から伝達する。

イ　勤務時間外

地震が発生した場合、各職員は、テレビ、ラジオ等により市内の震度を確認し、震度５弱以上の場合は、自動配備の態勢をとる。また、震度の発表がない場合でも、体感や周囲の状況等から、「気象庁震度階級解説関連表」に照らして市内における震度が５弱以上と推定できる場合は、その震度に相当する配備態勢をとる。

自動配備以外の場合は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達するとともに、職員安否確認参集メールにより伝達する。

３　動員区分及び動員人員

職員の配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

４　職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、職員課長（庶務職員班長）に報告する。

職員課長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて市長（本部長）に報告する。なお、報告の時期については、本部長の指示によるものとする。

５　職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

(1) 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
(2) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
(3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
(4) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで、退庁せずに待機する。
(5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用する。
(6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

６　参集時の留意事項

(1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの分庁舎に参集する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段により、その旨を所属長又は最寄りの施設の責任者に連絡する。

(2) 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用するとともに、特に指示があった場合を除き、食料３食分、飲料水、ラジオ及び懐中電灯を携行する。

(3) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに、参集場所の責任者に報告する。

７　職員の管理

(1) 職員の被災状況の確認

総務部庶務職員班は、職員安否確認参集メールを活用し、職員及びその家族の被災状況を確認する。

(2) 職員の配置調整及び交代要員の確保

総務部庶務職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

また、24 時間継続して従事する必要のある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。また、不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時、調整を行う。

(3) 職員の健康管理及び給食等

総務部庶務職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置等が必要な場合は、各班の部長を通じて総務部に報告する。

また、職員の参集状況等を把握し、職員用の食糧及び飲料水を確保する。なお、確保する際は、食糧の調達を担当する産業振興部と調整を行うものとする。

【資料編】15 災害時配備体制
16 腕章・標旗
【様式編】 4 配備発令書
5 配備通知書
6 動員人員調査票
7 動員職員調査票
8 動員職員名簿
13 本部長指令

第２　関係機関の動員配備

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢を取り、必要な職員を速やかに動員する。

第３節　自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

〔　方針・目標　〕

- 発災後１時間以内に自衛隊の派遣要請ができるよう、被災状況等を収集し、判断する。
- 大規模災害の場合は 15 分以内、震度６強以上の地震が発生した場合は直ちに要請することを基本とする。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難であるため、消防機関、協定先の自治体等の応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第１　自衛隊災害派遣要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	自衛隊

１　災害派遣活動の要件

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の三つの要件を勘案して行う。

■災害派遣活動の要件

◇緊急性の原則
　差し迫った必要性があること。
◇公共性の原則
　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
◇非代替性の原則
　自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

２　災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対し、文書により災害派遣の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭により、次の事項を明らかにして要請を依頼し、事後、速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等により県知事に依頼できないときは、直接、最寄りの自衛隊の部隊長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■災害派遣要請の手続

提出（連絡）先	県危機管理防災部危機管理課 TEL 048(830)8131　FAX 048(830)8129 防災無線　（地上系）TEL 85-200-6-8131　FAX 85-200-6-8129 〃　　（衛星系）TEL 89-200-6-8131　FAX 89-200-6-8129
連絡方法	文書（ただし、緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後、文書を送付）
要請事項	◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他、参考となるべき事項

■緊急の場合の連絡先

部　隊　名 （駐屯地等）	連　絡　責　任　者		電　話　番　号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊 第３２普通科連隊 （大宮）	第３科長	部隊当直司令	大　宮（048）663-4241 内　線 437 時間外 402
陸上自衛隊 第１師団司令部 （東京・練馬）	第３部長 又は防衛班長	第１師団司令部 当直幹部	東　京（03）3933-1161 内　線［第３部長］2230 ［防衛班長］2750 ［防衛幹部］2753 時間外 727・728
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部（入間）	運用第２班長	中空司令部 当直幕僚	狭　山（04）2953-6131 内　線 2233 時間外 2204・2209
海上自衛隊 横須賀地方総監部 （横須賀）	防衛部長 第３幕僚室長 防災総括幕僚 防災幕僚	オペレーション室 当直幕僚	横須賀（046）822-3500 内　線 2543・2547 時間外（046）523-1009

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待つ時間的余裕がないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
◇航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
◇その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つ時間的余裕がないと認められること。

３　災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項　　目	内　　容
作業計画の作成	◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別の必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別の優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

項　　目	内　　容
資機材の準備	◇総務部が取りまとめ等統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を取りつける。
自衛隊集結候補地	熊谷スポーツ文化公園 （状況により、被害箇所近くの公共用地）
設備の準備	◇本部事務室　◇宿舎　◇資材置き場 ◇駐車場　◇ヘリコプター発着場
連絡窓口	◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

◇被害状況の把握	◇避難者の誘導及び輸送
◇遭難者の捜索及び救助	◇水防活動
◇消防活動	◇道路又は水路等交通上の障害物の除去
◇診察、防疫、病害虫防除等の支援	◇通信支援
◇人員及び物資の緊急輸送	◇炊飯及び給水支援
◇救援物資の無償貸付又は贈与	◇交通規制の支援
◇危険物の保安及び除去	◇予防派遣
◇その他	

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、県知事及び派遣部隊長と協議の上、派遣部隊の撤収の要請を行う。

４　経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は、おおむね以下のとおりとする。その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■負担経費

◇救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
◇宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
◇救助活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

【様式編】　9 自衛隊災害派遣要請書
10 自衛隊災害派遣撤収要請書

第２　地方公共団体等への応援要請

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	

１　応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

◇震度６強以上の大規模地震災害であるとき。
◇市では困難な、又は特殊な対応を要する状況であるとき。
◇隣接した市町への避難が効果的であるとき。
◇被害の全体像が不明であるが、甚大な地震災害であると推測されるとき。

２　応援の要請

(1) 県、指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

要請先	県危機管理防災部災害対策課
	指定地方行政機関又は指定公共機関（あっせんを求める場合は県）
	消防庁長官（緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡がとれない場合）
	報道機関（要請先：勤務時間中は県危機管理防災部災害対策課、休日及び夜間は危機管理防災部当直）
連絡方法	下記の表に掲げる事項を明記した文書 （ただし、緊急を要し、文書によることが困難なときは、口頭又は電話、無線等により行い、事後、速やかに文書を送付する。）

■県等への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事　　項	根拠法令
県への応援の要請又は応急措置の実施の要請	◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ◇応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ◇応援を必要とする活動の内容（必要とする応急措置の内容） ◇その他必要な事項	災対法第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又はあっせんの要求	◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項	派遣：災対法第29条 あっせん：災対法第30条 地方自治法第252条の17
消防庁長官への緊急消防援助隊の応援の要請	◇災害の状況（負傷者及び要救助者の状況） ◇応援要請を行う消防隊の種別及び人員	消防組織法第44条

要請の内容	事　　項	根拠法令
ＮＨＫさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブ、ＦＭ.クマガヤ(株)への放送要請の要求	◇放送要請の理由 ◇放送事項 ◇放送を希望する日時及び送信系統 ◇その他必要な事項	災対法第57条

(2) 他市町村への応援要請
本部長は、相互応援協定を締結している市町村に、各種応援を要請する。

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請
本部長は、協力協定等を締結している市内団体、事業所等に、各種協力を要請する。

【資料編】46 災害時における相互応援協定及び協力協定
47 消防応援協定

第３　応援受入体制の確保

市担当部班	本部事務局、総務部、都市整備部、消防部
関係機関	

１　地方公共団体からの応援受入れ

総務部は、他の地方公共団体からの応援について、県と相互に連絡を密にし、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう、体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

◇災害救助に関する業務（例：消防、警察及び自衛隊の輸送手段、交通路の提供及び確保等）
◇医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機及び空港の提供等）
◇被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
◇災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ及び職員の派遣による事務補助）
◇その他災害応急対策（国との防災訓練により検証がなされている業務等）

■受入体制の確保

◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となって総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受け入れる。
◇応援職員に関する宿舎の確保等のバックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入れの対応

◇受入窓口の明確化
◇応援の範囲又は区域の明確化
◇担当業務の明確化
◇応援の内容の明確化
◇交通手段及び交通路の確保

２　広域的応援受入れのための活動拠点施設

市域における広域的応援受入れのための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

名　　称	所　在　地	面　積（㎡）	主な活動使途	避難場所指定の有無	埼玉県地域防災計画	緊急消防援助隊埼玉県受援計画
熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部 熊谷防災基地	上川上 ほか	764,000	防災活動拠点（物資の備蓄集配機能及び避難場所） 防災基地（物資の備蓄集配機能及び活動要員の集結機能） 警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△
埼玉県文化財収蔵施設	船木台 4-4-1	24,641	警察・消防応援隊			△
別府沼公園	西別府 1456	170,926	警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△
妻沼運動公園	飯塚 200	101,230	消防応援隊	○		
航空自衛隊熊谷基地	拾六間 839	561,000	消防・自衛隊派遣隊		□	△
総合教育センター江南支所	御正新田 1355-1	200,889	警察・消防・自衛隊派遣隊		□	△
熊谷さくら運動公園	小島 157-1	306,000	警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△
江南総合公園	板井 377-1	126,000	警察・消防・自衛隊派遣隊	○	□	△

【凡例】○：避難場所指定あり
□：埼玉県地域防災計画活動拠点
△：緊急消防援助隊埼玉県受援計画活動拠点

第４　広域応援の実施

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	

本部事務局及び所管本部は、他市町村で発生した災害において、当該他市町村の自力による応急対策等が困難な場合には、災害対策基本法及び相互応援協定に基づき、次の物的及び人的応援を迅速、かつ的確に実施する。また、県が行う広域応援活動に協力するものとする。

■実施事項

◇応急対策活動
- 県後方応援本部が実施する応援活動への協力
- 緊急消防援助隊の派遣
- 活動拠点等における救出救助活動
- 広域応援要員の派遣
- 広域一時滞在者の受入れ
- 被災市町村のがれき処理への協力
- 環境衛生（し尿処理又はごみ処理）支援

◇復旧・復興
- 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行等）
- ライフライン施設の復旧活動支援
- 他市町村からの火葬依頼への対応
- 空き工場、作業場等に関する情報提供又はあっせんの協力
- 被災者の生活支援
- 政府の災害対応及び業務継続への支援

第４節　地震情報等の収集

〔　方針・目標　〕

- 地震発生とともに、被害情報を一元的に管理する体制を確立し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第１　地震情報等の収集伝達・周知

市担当部班	本部事務局
関係機関	熊谷地方気象台

１　気象庁が発表する地震に関する情報

(1) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報の種類、発表基準及び内容

種　　類	発　表　基　準	内　　容
震 度 速 報	震度３以上	地震発生の約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約１９０に区分。熊谷市は「埼玉県北部」）及び地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上 （大津波情報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 なお、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨を付加。
震源及び震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・大津波情報、津波警報又は津波注意報の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名及び市町村名を発表。 なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点（熊谷市内は「桜町」「宮町」「大里」「妻沼」「江南」）のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地のデータを基に、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模(マグニチュード)をおおむね３０分以内に発表。 なお、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や震源が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づき各地の主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報で、気象庁では、平成19年10月1日から一般への提供を開始した。

緊急地震速報は、緊急地震速報提供事業者を介して受信する専用端末や表示ソフトをインストールしたパソコン等への配信を希望する事業者へ提供を行うほか、携帯電話会社を経由した一般への配信が計画されており、例えば、ＮＨＫは、テレビやラジオにて、次の内容で放送することになっている。

また、市では、気象庁から伝達を受けた緊急地震速報を、自動起動により市防災行政無線で住民等へ伝達する。

■緊急地震速報の放送イメージ

区　分		あ　ら　ま　し
放送形式		◇すべての放送波で速報（全国放送） ◇テレビではスーパーインポーズ（地図付き、１画面で表記） ◇ラジオでは放送を中断して音声で速報
放送内容	テレビ	◇気象庁が発表する震度５弱以上が推定される地震 ◇緊急地震速報のタイトル、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒呼びかけ、強い揺れの対象地域 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音を使用
	ラジオ	◇基本的にテレビと同内容 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音を使用

２　気象情報、水防活動用気象注意報・警報、洪水予報その他風水害等防災情報

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第４節「警報及び注意報伝達計画」参照

※　ただし、大規模地震後における気象情報については、気象台は、おおむね従来の発令基準より安全側にした暫定基準をもって行うこととしている。

第２　異常な現象発見時の通報

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷地方気象台

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第４節「警報及び注意報伝達計画」 第２「異常な現象発見時の通報」参照

第５節　災害情報通信計画

〔　方針・目標　〕

- 本部スタッフに、情報収集及び分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線・広報車の他、在宅の避難行動要支援者へのファクシミリ又は防災情報メール、学校及び幼稚園への学校防犯メール等の多様な手段を活用する。
- 地震発生直後に、県災害対策本部等に第一報を通報し、災害状況を迅速に発信する。

第１　災害情報の収集・報告

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	各機関

１　情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、それを活用し、及び記録する体制を確保するよう指示する。

なお、情報統括責任者の選任の結果について、県現地災害対策本部又は支部に当てられる北部地域振興センター又は熊谷県税事務所に報告する。

２　情報収集体制の確保

(1) 総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集及び報告を図るため、以下の点について決定し、各部長等に対し、速やかに復命するよう指示する。

ア　各部局における情報の収集及び報告に関する責任者並びに調査員の常設
イ　報告用紙の確認又は配布
ウ　調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打合せ
エ　情報収集機器の確認又は調整若しくは補充
オ　情報機器要員の確認又は調整、配置等

(2) 総合政策部情報班は、次の方法により、迅速に市域の被災状況を把握する。

ア　市職員（参集途上の職員を含む。）のカメラ、携帯電話等による位置情報付き画像の電子メール送信及び紙文書（参集途上における被害状況等報告書）による報告
イ　自主防災組織、地域住民等からの情報収集
ウ　災害時協定締結事業者等からの情報収集

３　地震災害時に収集すべき情報

(1) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情　報　の　内　容	収集時期	収　集　源
発災情報	◇市街地火災の発生の有無及び延焼状況 ◇非木造建物被災の有無及び被災状況 ◇木造建物の被災状況 ◇河川堤防の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇がけ崩れ等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇ため池の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇発災による物的及び人的被害に関する情報	発災状況の覚知後即時	◇市等巡視警戒員 ◇消防及び警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織及び住民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごと） ◇バス、タクシー、運送業者等
	◇ライフライン（電気、ガス、電話、通信施設、上水道及び下水道）の被災状況 ◇応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道等の被災状況	被災後被害状況が把握された後	◇各ライフライン関係機関 ◇公共交通機関 ◇道路管理者
住民の動向	◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置報覚知後	◇避難所施設管理者、勤務要員 ◇警察 ◇自主防災組織

(2) 大規模地震発生時点以降の警戒体制において収集すべき情報の例示

情報項目	情　報　の　内　容	収集時期	収　集　源
地震情報	◇緊急地震速報 ◇震度速報	発表後即時	気象庁
予報及び警報	◇予報及び警報の内容 ◇予想される降雨量及び災害の程度	発表後即時	熊谷地方気象台
危害危険箇所等の情報	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川の氾濫の予想される時期及び箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の前兆現象	異常覚知した後即時	◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織及び住民
住民の動向	◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所を設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防及び警察 ◇自主防災組織

４　国、県への報告

国及び県への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 地震発生時の通報

本部事務局は、市内で震度４を記録した場合、被災状況を県に報告する。

ただし、震度５強以上を記録した場合については、第一報を国（消防庁）及び県に、原則として 30 分以内で、可能な限り速やかに報告する。

なお、第一報は、庁舎及び周辺地域の被災の有無、参集途上に知り得た被害の状況等、その時点で把握した限りの内容でよいものとする。

(2) 国への報告

県へ報告できない場合及び震度５強以上の地震が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁に対しても報告を行う（覚知後30分以内）。

■報告先

		平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話	TN-90-49013	TN-90-49102
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注）	電　話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(3) 県への報告

県への通常の報告は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより行うが、地震災害時の状況により、現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他、以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

報告の種類		報　告　の　手　順	報　　告　　先
被害速報	発生速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県災害オペレーション支援システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第１号「発生速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。	県災害対策課 勤務時間外においては 危機管理防災部当直 ○勤務時間内 電話 048-830-8181（直通） ＦＡＸ 048-830-8159 防災無線電話 85-200-6-8181 防災無線 FAX 85-200-6-8159 ○勤務時間外 （危機管理防災部当直） 電話 048-830-8111（直通） ＦＡＸ 048-830-8119 防災無線電話 85-200-6-8111 防災無線 FAX 85-200-6-8119
	経過速報	◇特に指示する場合のほか、２時間ごとに行う。 ◇埼玉県災害オペレーション支援システムに、逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第２号「経過速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。	
確定報告		◇災害応急対策終了後７日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき様式第３号「被害状況調」に必要事項を記載し、文書により報告する。	

【様式編】　1 発生速報
2 経過速報
3 被害状況調・被害報告判定基準
12 災害情報記録用紙

第２　災害通信計画

市担当部班	本部事務局、総合政策部
関係機関	各機関

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第５節「災害情報通信計画」 第２「災害通信計画」参照

第６節　災害広報広聴計画

〔　方針・目標　〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ、メール、広報紙等、利用可能な媒体を活用して行う。
- 要配慮者には、文字情報（ファクシミリ、広報紙等）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から、報道機関を通じて、市民への情報伝達や全国への支援要請等を発信する。

第１　災害広報資料の収集

市担当部班	総合政策部情報班
関係機関	各機関

総合政策部情報班は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものを取りまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

〔被害報告に類するもの〕
◇市各部が取りまとめた被害状況に関する情報
◇国、県、関係機関等から収集した被害状況に関する情報
◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真及び災害映像
（この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中の被害であることに留意。）
◇県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関、住民等が取材した写真及び映像
◇報道機関等による災害現地の写真

〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕
◇市各部が取りまとめた応急対策活動実施状況に関する情報
◇国、県、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報
◇鉄道及びバス、道路、ライフライン等復旧状況又は復旧見込み
◇国、県、市、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー
◇救出、救助等、災害応急対策活動を取材した写真、その他

第２　住民への広報

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、各行政センター部
関係機関	(株)ジェイコム埼玉・東日本（熊谷・深谷局）、(株)テレビ埼玉、ＦＭ.クマガヤ(株)

１　市、県及び関係機関の行う広報活動及び広報内容

市長公室部広報広聴班、本部事務局、各行政センター部は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法により提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等により放送する場合は、次の点に留意する。

(1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
(2) 分かりやすい言葉を使う（住民に浸透していない用語を使わない。）。
(3) 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を、簡潔ではっきりとした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。
(4) 広報車による広報を行う場合は、広報担当者の安全確保に留意して実施する。

■主な広報媒体

種別	媒　　体	所 管 す る 機 関
同報系	防災行政無線（固定系）	市
	広報車による巡回放送	市（消防本部及び消防団を含む。）、警察署
	同報メール配信（エリアメール、緊急速報メール、メール配信サービス）	市、県
	ラジオ放送及びテレビ放送	放送事業者
更新系	ホームページ、ツイッター、フェイスブック等への掲示、テレビ埼玉のデータ放送	市、防災関係機関
紙面系	広報誌及びチラシの発行	市
	公共（施設等）の掲示板	市、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

■主な広報事項

時期	広　　報　　事　　項	媒　体
初動期	◇用語の解説、情報の取得先及び住民等のとるべき措置 ◇地震情報（震度及び震源、余震の可能性等） ◇避難情報（避難所開設状況、避難指示の対象及びその理由） ◇被災状況（火災、地すべり、道路及び河川の損壊等） ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況及び予定等） ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ◇公共交通機関の運行状況 ◇ライフラインの状況（利用規制又は自粛の呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）	同報系 更新系
応急期	◇応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧の状況又は見込み等） ◇医療機関の状況 ◇感染症対策活動の実施状況 ◇食料及び生活必需品の供給予定 ◇災害相談窓口の設置状況 ◇その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系

２　避難所での広報

市長公室部広報広聴班は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて災害広報紙を配布する。また、要配慮者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達等、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所における広報項目例

◇災害の状況	◇施設使用方法等の注意事項
◇生活ルール	◇生活支援対策のお知らせ
◇その他各種対策のお知らせ	◇避難所運営等への協力要請

３　要配慮者への広報

市は、広報を実施するにあたり、県及びＮＨＫ、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ、ＦＭ.クマガヤ等の放送事業者と連携し、外国人に対しての多言語による広報や、視聴覚障害者に向けたファクシミリや文字放送による広報等、要配慮者にも配慮した対策を積極的に行う。

第３　報道機関への発表等

市担当部班	市長公室部広報広聴班
関係機関	放送事業者、報道機関

地震災害が大規模であるほど、市に、多くの報道関係者が取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

１　緊急放送要請

市長公室部広報広聴班は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、ジェイコム埼玉・東日本（熊谷・深谷局）及びＦＭ.クマガヤに放送を行うことを求める。また県を通じて、ＮＨＫ、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等の放送事業者に対し、放送を行うことを求める。

２　報道機関への広報協力要請

市長公室部広報広聴班は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、住民向けの広報協力を要請する。

３　報道機関への広報資料提供

市長公室部広報広聴班は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。なお、発表事項については、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問合せについては、市長公室部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。なお、庁舎内は、記者発表場所及び待機場所を除き、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は次の順位とする。
１　広報広聴課長　　２　政策調査課長　　３　市長公室長

第４　広聴活動

市担当部班	市長公室部、総合政策部、市民部市民班、各行政センター部、所管各部
関係機関	

震災時には、発災直後から、家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等、様々な相談、要望及び苦情が被災者等から寄せられることが予想される。

これに対応するため、各担当部班は、次のとおり広聴活動を実施する。

１　被災者に対する個別聴取等の実施

市長公室部広報広聴班は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集を併せて行う。

２　コールセンターの設置

総合政策部情報班は、市民等からの電話による問合せに対応するため、各庁舎内にコールセンターを設置し、情報の一元化を行う。

３　災害相談窓口の設置

市民部市民班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を早期に設置する。また、住民の相談に対して迅速に対応するため、相談窓口には各部の担当者を置くとともに、男女のニーズの違いに対応するため、女性職員の配置にも配慮する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し、応急対策に反映させるよう、取りまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の内容

設　置　場　所	市役所本庁舎１階ロビー又は各分庁舎
相談窓口で対応する事項	◇捜索依頼の受付（市民部市民班、各行政センター部） ◇食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総合政策部情報班） ◇り災証明書の発行（総務部調査班、各行政センター部） ◇埋火葬許可書の発行（市民部市民班、各行政センター部） ◇仮設住宅の申込み（建設部建築班） ◇住宅の応急修理の申込み（都市整備部） ◇災害見舞金及び義援金の受付及び払出し（福祉部、本部事務局） ◇生活資金、融資等の相談等（福祉部、産業振興部） ◇法律及び税務の相談（総務部調査班） ◇要配慮者のニーズの把握（福祉部） ◇女性のための相談窓口（市民部市民班、各行政センター部） ◇その他必要な事項

４　安否情報の提供

総合政策部情報班は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所を知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第７節　水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画

〔　方針・目標　〕

- 急傾斜地、河川の堤防等の被害を点検し、地震後の降雨に備える対策を実施する。
- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏えい等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難指示を発令し、避難対策を実施する。
- 余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を１０日間程度で完了する。特に、避難所、病院等の防災拠点施設を優先的に行う。
- 斜面の宅地造成地においても、擁壁や地盤の崩壊による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う。

第１　水防活動計画

市担当部班	建設部建設班、各行政センター部
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合、熊谷警察署

大規模地震の発生により、河川堤防の亀裂等、急傾斜地危険箇所等の崩壊に至らない程度の被災が想定される。そのため、大規模地震発生後の大雨時の洪水防御のための水防活動は、水防法に基づき、水防管理者としての市長又は行田市及び鴻巣市とともに構成する荒川北縁水防事務組合の管理者並びに深谷市とともに構成する大里郡利根川水害予防組合の管理者が、それぞれの水防計画により行うが、排水機場の操作及び水防体制の確保、避難のための立退き指示その他において、各構成市と連携し、迅速かつ的確に対応する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第７節「水防活動計画」参照

第２　応急危険度判定

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	

１　被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

都市整備部住宅班は、大里庁舎内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画の策定を行うとともに、必要に応じて、県に対し判定士及び判定コーディネーターの派遣等の支援要請を行う。

なお、被害状況によっては、各分庁舎を拠点とする。

(2) 被災建築物応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」又は「調査済」に区分し、建物の入口等、分かりやすい場所に、色紙で判定結果を表示する。

２　被災宅地危険度判定

都市整備部住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため、斜面造成宅地の危険度判定を行う。これについては、県等を通じ、危険度判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果は、ステッカー等により表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設及び危険箇所への立入制限を実施する。

【資料編】48(10) 熊谷市被災建築物応急危険度判定要綱

第３　土砂災害対策等

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、産業振興部、各行政センター部
関係機関	熊谷地方気象台、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター、熊谷警察署、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所

１　堤防、急傾斜地等の被害対策

地震により河川の堤防、急傾斜地崩壊防止施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、県及び各施設管理者に対し、次のような応急復旧を行うよう要請する。市関係各部は、自ら管理する施設について、県等に準じて行う。

区　分	応 急 措 置 の あ ら ま し
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、ひび割れ等への雨水の浸透による増破を防ぐため、亀裂箇所をビニールシート等により覆うなど、当面の安全措置を講ずるとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。
急傾斜地崩壊防止施設等応急対策	急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を確認し、必要に応じて、立入禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所のビニールシート等による被覆等、当面の安全措置を講ずるとともに、施設の安全確保に努める。急傾斜地崩壊危険箇所についても、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、県に準じて行う。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、河川施設応急対策に準じて、施設の安全確保に努める。

２　警戒・巡視、安全措置

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第８節「土砂災害防止計画」 第１「土砂災害対策」参照

第４　危険物対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、危険物施設等管理者

１　施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、爆発、漏えい等の二次災害の防止のため、地震発生後速やかに、施設の点検及び応急措置を講じる。

消防部は、必要に応じ、県等と連携し、立入検査を行う。

２　避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、地震の発生に伴い、爆発、漏えい等によって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第５　放射線災害対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者

１　施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用又は保管する施設の管理者は、大規模地震発生後速やかに施設の点検及び応急措置を講じる。

２　避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用又は保管する施設の管理者は、施設の倒壊等により放射性物質による被害が発生するおそれがある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第８節　公共施設対策・帰宅困難者支援対策

〔　方針・目標　〕

- 公共建築物については、避難施設、防災拠点等を優先して点検、応急危険度判定等を実施し、可能な限り施設機能の維持を図る。
- 地震発生直後には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図り、企業や学校等における一時的滞在等の対策を実施する。
- 帰宅困難者に対して鉄道事業者と連携して、熊谷駅等に総合案内所を設置し、飲料水及び地図の配布や交通情報の提供等、可能な支援を行う。また、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的に収容する場所を提供する。

第１　公共建築物

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建築班、各施設管理者
関係機関	所管機関

１　災害発生直後の応急措置

各施設の管理者は、大規模地震発生時は、施設利用者の安全確保と被害の軽減及び施設機能の維持を図るため、以下の措置を講ずる。

(1) 避難対策については、事前計画に基づいて万全を期する。
(2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
(3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
(4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置を講ずる。
(5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
(6) 施設を点検し、被災状況を、市の施設については所管部又は本部事務局を通じて、県の施設及びその他関係機関の施設については直接県担当部局に、又は所管部若しくは本部事務局を通じて報告する。

■施設の点検基準の目安

◇建築物の構造躯体の傾斜及び損傷の有無
◇建築物及び設備の浸水又は冠水の有無
◇建築設備（機械設備、電気設備、ガス設備及び放送設備）の機能点検
◇使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気及び機械の運転）
◇受水槽等の貯水確認
◇消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
◇自家発電設備及び可搬式発電機の点検

２　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

建設部建築班は、各部からの要請に基づき、市所有の建築物について、危険性の有無を確認するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止及び建築物の地震後における当面の使用可能性について判断を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、市職員をはじめ市内に在住在勤する有資格者をもってあてるとともに、県に対し、広く有資格者の確保について協力を要請する。

→ 本章 第７節「水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画」 第２「応急危険度判定」参照

３　被災度区分判定調査の実施

建設部建築班は、各施設管理者からの報告に基づき、市所有の建築物について、必要に応じ県及び応急危険度判定協議会等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

また、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第２　ライフライン施設

市担当部班	上下水道部、産業振興部
関係機関	県企業局、県下水道公社、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)ＮＴＴドコモ

１　上水道施設

上下水道部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査する。地震により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で、機能回復作業を行う。

(3) 上水道の復旧対策

被害状況を調査し、復旧計画を作成して復旧作業に当たる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から送水管及び配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧の度合いに合わせるものとする。

ア　被害箇所の調査と応急復旧

上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事については、４週間以内に完了するよう努める。

イ　資材の調達要請

復旧資材が不足する場合は、県知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し、調達あっせんを要請する。

ウ　技術者のあっせん要請

応急、復旧工事の技術者等が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し、あっせんを要請する。

(4) 災害時の広報

水道施設の被害状況、断水等の状況、応急給水・応急復旧の現状及び見通し、拠点・指定給水場所の状況等について市民に広報する。

→ 応急給水については、本章 第１６節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」 第１「給水計画」参照

２　下水道施設

上下水道部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成して復旧作業に当たる。復旧作業は、処理場及び中継ポンプ場を最優先に行い、順次、これらの施設に近い管路から復旧を進める。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況、復旧の状況等について市民に広報する。また、施設の被災状況によっては、汚水が未処理又は処理が不十分なまま河川に放流されることになるため、市民に対し、節水等による下水道使用の低減を呼び掛ける。

３　農業集落排水施設

産業振興部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員するとともに、維持管理業者を手配し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査し、汚水処理機能の低下及び二次災害の防止等を行う。

また、真空管路採用地区において管路が被災し、真空度が異常低下した場合は、真空ステーションの緊急停止及び区間弁の操作により二次災害の発生を防止した上で、機能回復作業を行う。

(3) 農業集落排水施設の復旧対策

詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成して復旧作業に当たる。復旧作業は、処理場、中継ポンプ施設及び真空弁を最優先に行い、順次、これらの施設に近い管路から復旧を進める。

４　電気施設

東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社は、地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を図る。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、生命に関わる箇所、復旧対策の中枢となる官公署、民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先するなど、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

５　ガス施設

東京ガス(株)は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧により、ガス供給の確保を図る。

(1) 大規模地震発生直後の活動

ア　職員の参集
イ　情報の収集伝達
ウ　応急復旧用資機材の確保

(2) 復旧作業過程の活動

ア　復旧計画の策定
イ　復旧要員の確保
ウ　代替エネルギーの供給
エ　災害広報
オ　他機関との協力

６　電気通信設備

東日本電信電話(株)は、震災時等には、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備に速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備及び復旧対策を迅速かつ円滑に行うため、復旧対策の充実及び強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し、対処する。この場合、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(2) 設備及び資機材の点検等

災害の発生とともに、設備及び資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

なお、市指定避難所に特設公衆電話を設置し、被災者の通信連絡の便宜を図る。

(4) 広報

災害が発生し、通信途絶又は利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報、ホームページ等により、地域の住民に周知する。

７　現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

第３　交通施設の応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)

１　鉄道施設の応急対策

(1) 東日本旅客鉄道(株)高崎支社

東日本旅客鉄道(株)高崎支社は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため、全力を挙げて救出及び救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携の下に、輸送業務の早期復旧を図る。

なお、地震時の応急対策は、おおむね以下のとおりとなっている。

ア　地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

イ　運転規制

運転中止又は速度規制を行う場合の列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

■運転中止時の運転方法

◇迂回又は折返運転　　◇バス代行又は徒歩連絡
◇臨時列車の特発

■大地震（震度６弱以上）発生時の対応

◇本社、高崎支社、各地区指導センター及び各駅、箇所に、対策本部を直ちに設置する。
◇各地区指導センター（県内では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び高崎支社対策本部へ報告する。
◇本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅及び箇所に救助要員を派遣する。

(2) 秩父鉄道(株)

秩父鉄道(株)は、地震発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧に当たる。地震時の応急対策は、おおむね以下のとおりとなっている。

ア　通信連絡態勢

運転指令所と各駅は、指令電話により連絡する。各駅長は、各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合は、事故速報の伝達経路に従い、関係者に速報する。

イ　列車運転態勢

運転指令所は、強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、運転中止又は速度規制を行う。

ウ　応急復旧態勢

防災規程及び運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は、災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

２　道路施設の応急対策

建設部建設班は、市域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、緊急度及び被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。通行が危険な路線及び区間については、所轄警察署長に通報するとともに、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識及び保安施設に万全を期する。

また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

→ 本章 第 20 節「輸送計画」 第２「緊急輸送計画」並びに第３章「風水害応急対策計画」 第 14 節「交通対策計画」参照

第４　その他公共施設等

市担当部班	産業振興部、市民部医療班、福祉部、各行政センター部、所管各部
関係機関	各機関

１　不特定多数の人が利用する公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

なお、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市本部事務局又は各行政センター部に報告する。

２　畜産施設等

産業振興部は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況について県熊谷家畜保健衛生所に報告し、防疫対策及び飼料対策に万全を期する。

３　医療救護活動施設

市民部医療班は、地震が発生した場合、市内の医療救護活動施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■医療救護活動施設がとるべき初動措置

◇施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
◇施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり、万全を期する。
◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうかを把握し、その状況を市に報告する。

４　社会福祉施設

福祉部は、地震が発生した場合、市内の社会福祉施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■社会福祉施設がとるべき初動措置

◇被災後、速やかに施設内外を点検し、必要な場合は応急修理を行い、安全を確保する。
◇施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況等を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
◇施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
◇被害が軽易又は被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する
◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうかを把握し、その状況を市に報告する。

第５　帰宅困難者支援策

市担当部班	市長公室部広報広聴班、市民部市民班、教育部避難所班、産業振興部
関係機関	熊谷警察署、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)、熊谷商工会議所、電気通信事業者、熊谷ホテル旅館組合

１　帰宅困難者への情報提供

市長公室部広報広聴班、市民部市民班は、鉄道事業者と連携して、熊谷駅、籠原駅又は各駅連絡所内に総合案内所を設置して、帰宅困難者に必要な交通情報、帰宅に当たっての注意情報や市内の被害状況の情報、帰宅困難者一時滞在施設の案内等を行う。

２　帰宅活動への支援

市長公室部広報広聴班、市民部市民班は、帰宅行動を支援するために、総合案内所で飲料水、食料及び地図の配布等を可能な限り行う。また、鉄道事業者等から要請があった場合で、市で定める基準のいずれかに合致する場合、教育部は、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者一時滞在施設を設置し、帰宅困難者を一時的に収容する。そのため、駅から帰宅困難者一時滞在施設まで安全に誘導できるよう、警察署の協力を得る。

産業振興部は、帰宅困難者一時滞在施設が設置された場合で緊急を要する場合は、市の備蓄品により、可能な範囲で支援を行う。

■一時滞在施設の設置基準

・鉄道の復旧の見通しが立たず、駅構内及び自由通路での収容が困難な場合 ・道路被害や帰宅ルート上の災害により、徒歩帰宅者の保護を必要とする場合 ・その他、本部長が特に必要と認めた場合

３　新幹線が停止した場合の対応

市は、地震の発生により市内及び近隣で新幹線が停止し、ＪＲ東日本から乗客が避難するための受け入れの要請があったときは、帰宅が可能となるまで帰宅困難者一時滞在施設で受け入れる。

４　企業・学校等における帰宅困難者対策

(1) 企業等における帰宅困難者対応

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保及び保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。自社従業員等を一定期間留め置くとともに、家族の安否確認や飲料水、食料等の提供に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員と同様な対応を取るよう努める。

さらに、留まった従業員が、可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

(2) 学校等における帰宅困難者対応

学校等は、発災時に児童、生徒等の安全確保及び保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童、生徒等の引取りが困難な場合や、児童、生徒等の帰宅が困難な場合は、一定期間、校舎内に留める対策を講じる。なお、児童、生徒等に対し、飲料水、食料等を提供するとともに、あらかじめ定めた方法で保護者に対して連絡する。

■一時滞在施設の設置予定箇所

◇文化会館	◇熊谷文化創造館
◇籠原体育館	◇熊谷ホテル旅館組合加盟店

※ その他、災害の規模により、第二避難所のうちから一時滞在施設を設置する。

【資料編】 3 交通の状況
23 帰宅困難者一時滞在施設設置予定箇所一覧

第９節　消防活動計画

〔　方針・目標　〕

- 住民、自主防災組織、事業所等による出火防止、初期消火等の初期対応を基本とする。
- 同時多発火災、延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防（局）本部、緊急消防援助隊等に速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。
- 消防活動の実施に当たっては、常に安全に対する配慮と確認を行うものとする。

第１　消防活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、自主防災組織

１　消防本部及び消防団の消防活動上の基本方針

消防本部及び消防団は、大規模地震発生を覚知した場合は、次のとおり消防活動を安全かつ効果的に行う。

(1) 消防本部

ア　情報収集・伝達及び応援隊の受入れ

(ｱ) 災害状況の把握

119 番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の全体像を把握し、初動体制を整える。

(ｲ) 状況把握の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

(ｳ) 応援隊の受入れ及びその準備

消防本部受援計画に基づき対応する。

イ　同時多発火災への対応

(ｱ) 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、生命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(ｲ) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(ｳ) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(ｴ) 市街地火災消防活動優先の原則

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

(ｵ) 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

ウ　火災現場活動の原則

(ｱ) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、生命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動を行う。

(ｲ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ｳ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ　救急救助
　要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団
ア　出火防止
　地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉止、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。
イ　消火活動
　地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。
　また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。
ウ　救急救助
　消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。
エ　避難誘導
　避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
オ　情報の収集
　消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。
カ　応援隊の受入準備
　応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

２　住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

３　事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

◇消防署、警察署等、最寄りの防災機関への通報
◇自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
◇必要に応じて従業員、顧客等の避難
◇周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
◇立入禁止措置等の実施

【資料編】17 消防出動区分表
　　18 消防車両等一覧
　　19 消防水利一覧

第２　他の消防機関に対する応援要請

市担当部班	消防部
関係機関	

１　消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

協　　定　　名	協 定 締 結 先
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全消防（局）本部
埼玉県消防長会第３ブロック消防本部相互応援協定	行田市消防本部、秩父消防本部 児玉郡市広域消防本部 深谷市消防本部
熊谷市・深谷市消防相互応援協定	深谷市
熊谷市・行田市消防相互応援協定	行田市
熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定	鴻巣市
熊谷市・太田市消防相互応援協定	太田市
熊谷市・埼玉県央広域事務組合消防相互応援協定	埼玉県央広域事務組合
熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合
熊谷市・館林地区消防組合消防相互応援協定	館林地区消防組合

２　緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、県内外の消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に報告する。

■応援要請時に明らかにすべき事項

◇災害の状況
◇応援要請を行う消防隊の種別と人員

(2) 指揮本部の設置

緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、本市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、指揮本部を設置し、以下に掲げる事務を行うものとする。

■指揮本部における事務

◇被害情報の収集に関すること
◇被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること
◇緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること
◇その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること

市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→ 第２章「災害予防計画」 第 11 節「災害に備えた体制整備」 第３「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

【資料編】47 消防応援協定
【様式編】11 緊急消防援助隊応援要請連絡票

第 10 節　災害警備計画

〔　方針・目標　〕

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察と連携をとる。
- 地震発生当日から被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第１　警備措置

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷警察署

市は、地震が発生した場合、国、県、警察、その他の関係機関と緊密に連携し、次の活動を行う。

また、警備活動中に発見した遺体の検視や各種犯罪の予防検挙等、警察で行うことが適当である活動については、警察署に依頼するとともに、市は、必要に応じて、その支援を行う。

■大規模地震発生直後における警備活動

◇情報収集、伝達及び広報	◇警告及び避難誘導
◇人命の救助及び負傷者の救護	◇交通秩序の維持
◇犯罪の予防検挙	◇行方不明者の捜索、検視及び遺体の調査
◇漂流物等の処理	◇その他治安維持に必要な措置

第２　防犯対策への協力

市担当部班	市民部市民班
関係機関	熊谷市消防団

市民部市民班は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所自治組織（避難所運営委員会）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力して、地域の巡回パトロールを行う。

第 11 節　交通対策計画

〔　方針・目標　〕

- 地震発生直後から警察及び道路管理者と連絡をとり、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第１　交通応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

１　道路被害状況の調査及び通報

建設部建設班は、以下のとおり県土整備事務所、警察署等関係各機関と連携し、被災情報及び交通情報の収集及び調査を行い、県に報告する。

なお、県は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報を取りまとめ、各関係機関へ伝達する。

道路被害状況の把握方法等	実　施　機　関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。	熊谷県土整備事務所
行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。	市（建設部）
所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合う。	大宮国道事務所、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（緊急輸送路）の被害の状況を迅速に把握し、県（県土整備部）に報告する。	熊谷警察署、県警察本部
協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行う。 市内建設業者は、これに準じて市に協力する。	(一社)埼玉県建設業協会、熊谷市建設業協会等

２　道路交通確保のための応急措置

(1) 道路施設の応急復旧作業

建設部建設班は、以下のとおり県土整備事務所、大宮国道事務所等関係各機関と連携し、緊急輸送道路指定路線を最優先に、応急復旧作業を行う。

■作業順位の決定

◇あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（危機管理防災部）並びに警察本部及び警察署と調整の上、応急復旧順位を決定する。

◇効率的な応急復旧のために、警察本部・警察署及び(一社)埼玉県建設業協会等と次の事項について、事前協議を行う。

・復旧区間　　・復旧車線数　　・復旧作業の相互応援　　・協力建設会社との連携

(2) 災害時における車両の移動等

道路管理者は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができる。

３　応急復旧状況等の広報

県は、テレビ及びラジオを通じて、交通規制の状況等を広報するとともに、効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量等の状況を情報収集し、緊急交通路（緊急輸送道路）に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問合せ等に対して、的確な情報伝達を行うこととなっている。

建設部建設班は、総合政策部等の協力を得て、県に準じた情報提供を行うよう努める。

【資料編】 2 市道・橋りょうの状況
33 熊谷市建設業協会 会員一覧

第２　交通規制措置

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署

１　大地震発生時の交通規制措置

緊急輸送車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、主要幹線道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行うこととなっている。

(1) 交通規制の内容

ア　第１次交通規制（現場警察官による交通規制）

(ｱ) 第１次緊急交通路の確保

次に掲げる一般道路の区間を管轄する警察署長は、当該区間を第１次の緊急交通路として確保する。

◇国道１７号熊谷バイパス箕田交差点から代交差点までの間
◇国道１７号深谷バイパス代交差点から四拾坂下交差点までの間

(ｲ) 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

イ　第２次交通規制（県警察本部長の命による交通規制）

路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制並びに警察本部長において必要と認めた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

２　広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合、県警察本部は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を連絡・通報する。解除の場合も同様とする。

市は、県又は警察署から交通規制に関する通報連絡を受けた場合は、市の有するあらゆる広報媒体を通じて、市民等に対し、その旨周知徹底するよう速やかに広報活動を行う。

３　直下型地震に対応する交通規制措置

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、「１　大地震発生時の交通規制措置」に準じるほか次により実施する。

(1) 第１次交通規制（現場警察官が行う交通規制）

警察署長は、第１次緊急交通路を確保するため、緊急通行車両等以外の車両を緊急交通路から交差する道路へ誘導排除するための車両通行禁止の措置を実施する。

(2) 第２次交通規制

警察署長は、「第２　１(1)イ第２次交通規制」により、警察本部長の命により第２次緊急交通路その他緊急交通路として指定された道路確保のための交通規制を実施する。

(3) 交通検問所の設置

警察署長は、交通検問所を第１次交通規制実地時に、次の地点に設置する。

◇国道１７号バイパス上之南交差点

(4) その他の交通規制

警察署長は、被災状況等に応じ、指定署以外の、管内の主要幹線（一般国道・主要地方道・県道）において、指定地域方面に向かう交通総量削減措置及び応援協力体制の確立を実施する。

４　被災地内の交通規制

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、以下のとおり交通規制を行うものとする。

(1) 警察署長が行う交通規制（道路交通法第５条）

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が２以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が１箇月を超えない場合に限り行うものとする。

(2) 警察官が行う交通規制

ア　道路交通法第６条第２項同条第３項に基づく交通規制

警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。

警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

イ　道路交通法第６条第４項に基づく交通規制

警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努めるものとする。

(3) 道路管理者の行う交通規制

ア　道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長及び市町村長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ通知する時間的余裕がなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

ウ　道路管理者は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

５　交通規制に関する情報共有

道路管理者は、交通規制を行ったときは、県に報告する。県は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

６　交通規制に関する住民等への広報

道路管理者は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

◇関係道路の主要交差点への標示
◇関係機関への連絡
◇住民に対する広報

第３　緊急通行車両の確認等

市担当部班	総務部庶務職員班
関係機関	熊谷警察署

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 14 節「交通対策計画」 第３「緊急通行車両の確認等」参照

第 12 節　避難計画

〔　方針・目標　〕

- 地震発生時には、避難所に指定されている施設の管理者（教職員等）と市職員とが連携して、避難者の受入れを行う。
- 避難所の運営は、自主防災組織を中心とした避難所自治組織（避難所運営委員会）による自治を原則とし、市職員や施設管理者が支援する。
- 避難所においては、要配慮者専用のスペースの設置、社会福祉施設等への福祉避難所の開設及び収容等、要配慮者の負担軽減に配慮する。

■避難指示から避難所開設・閉鎖までの流れ

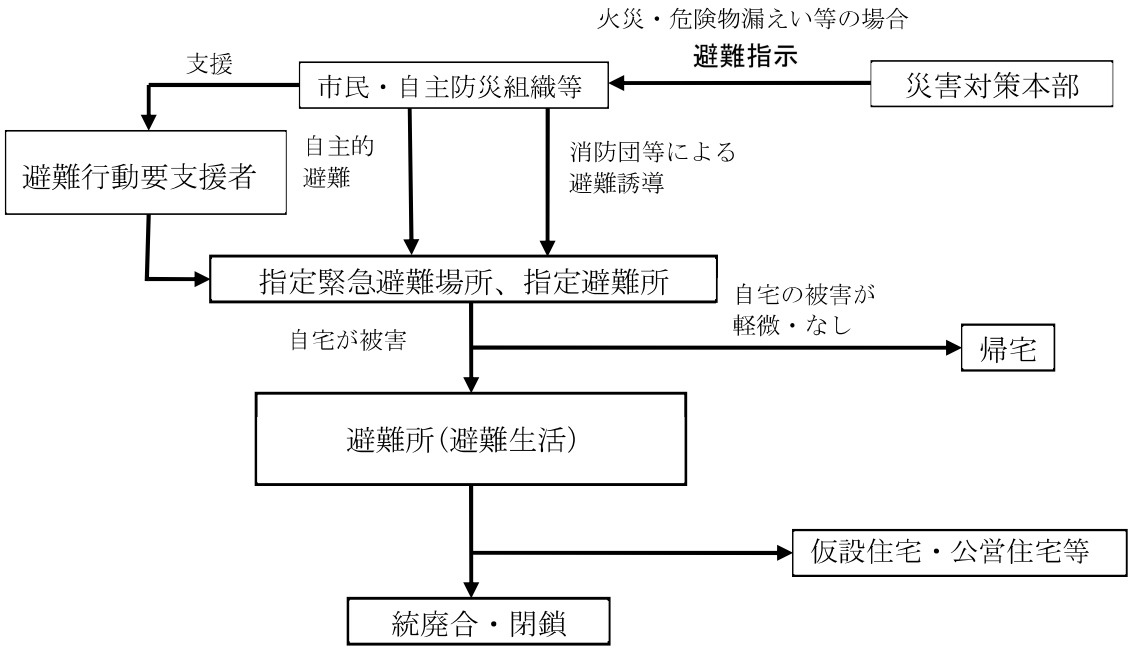

第１　避難活動

市担当部班	本部事務局、市長公室部広聴広報班、福祉部、各行政センター部、教育部
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷地方気象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、(福)熊谷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　避難指示の発令権者並びに要件

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
市　　長	◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法第６０条
県 知 事	◇災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災対法第６０条

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
警 察 官	◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 ◇市長から要求があったとき。	災対法第６１条
	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第４条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第９４条
知事又は知事の命を受けた県職員	◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第２９条
	◇地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第２５条
水防管理者	◇洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第２９条

２　避難指示等の発令

避難指示等は、次を基準として発令する。

◇延焼火災の拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
◇危険物の漏えい、爆発等の二次災害等による危険が差し迫っているとき。
◇有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
◇がけ崩れ等が発生し、又はそのおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
◇洪水及び土砂災害の警戒避難基準に達し、河川管理者や砂防関係機関の助言等を考慮して必要と認められるとき。
◇その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。

３　避難指示等の伝達

避難指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部長は、関係各対策部及び関係機関に対し、高齢者等避難、避難指示等についての広報を要請する。

また、知事に対し、避難指示の実施時刻、避難先、避難者数及び避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難指示等の伝達経路

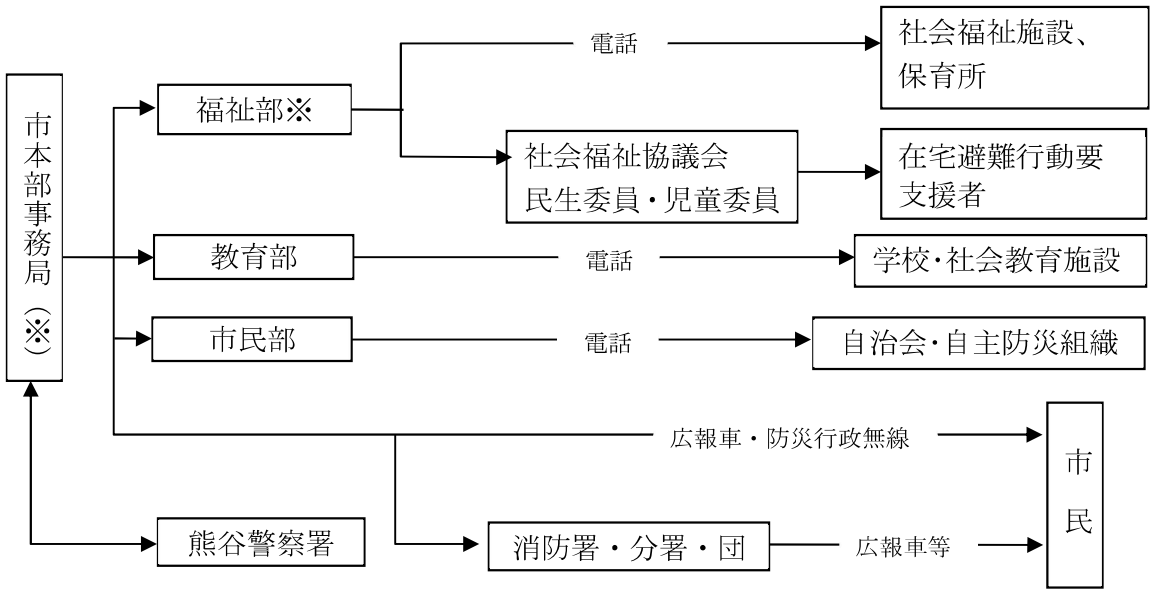

※ 各行政センター部経由を含む。

■避難時の伝達事項例

◇避難の理由
◇避難先
◇避難時の服装、携行品等
◇高齢者等避難、避難指示の対象区域
◇避難経路
◇避難行動における注意事項
※ 市長は、避難行動要支援者への伝達に際しては、避難支援計画等を踏まえ、それぞれの必要に応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
※ 市長は、避難指示等の伝達に当たっては、事前に例文を作成するなど、住民に、その意味が分かりやすく伝わるよう努める。

４　解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるときは、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県知事に報告する。

５　警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者、要件及び内容

設定権者	設 定 の 要 件 及 び 内 容	根拠法令
市　　長	◇災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第63条
県 知 事	◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災対法第73条
消防長又は消防署長	◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば生命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の２
消防吏員又は消防団員	◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長､水防団員､消防機関に属する者	◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警 察 官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第63条
	◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法 第23条の２ 第２項
	◇消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条 第２項
	◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条 第２項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災対法第63条

６　避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員及び警察官が行う。なお、自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導については、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び行う。特に、危険箇所には、人員を配置する。なお、避難は、原則として、避難者による自力避難とする。

避難に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先させる。ただし、自力での避難及び家族等の支援による避難が困難な避難者については、車両等による避難を検討する。

なお、市民に対しては、避難にあたり自家用車を使用しないよう、周知及び広報に努める。

消防団員及び自主防災組織は、自身の安全を確保し、誘導に当たるものとする。

【様式編】

15 避難指示書
16 避難指示等の発令について

第２　避難所の開設・運営等

市担当部班	教育部、市民部、福祉部、産業振興部、各行政センター部
関係機関	自主防災組織

避難所の開設、運営及び閉鎖については、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき行うものとする。

１　避難所の開設及び避難者の受入れ

(1) 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて、開設する避難所を決定する。

教育部避難所班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため各避難所にあらかじめ割り当ててある職員（避難所担当職員）を派遣する。また、福祉部は、要配慮者を対象とする福祉避難所を開設する場合、開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため、職員（避難所担当職員）を派遣する。

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。ただし、教育部及び福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員が施設に直行して行う。

なお、建物の倒壊等の危険性がある場合は、市本部に応急危険度判定を要請する。

(2) 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、教育部避難所班は、避難者の概数を把握し、取りまとめの上、本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所のみでは収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保について、県に対し協力を要請する。

担当職員のほか、施設所管課、物資調達、ボランティア担当等との連携が必要であり、相互に連絡を取り合うものとする。

２　避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織（避難所運営委員会）を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボランティアによる運営を行う。なお、女性の視点を取り入れた避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自治組織（避難所運営委員会）を結成するよう、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営（役割分担）

避難所担当職員	◇市災害対策本部との連絡 ◇避難者への広報 ◇避難所運営記録の作成	◇施設管理者との調整 ◇運営に関する相談対応
避難所自治組織 （避難所運営委員会）	◇運営方針の決定 ◇食料及び物資の配布 ◇避難者への情報伝達	◇生活ルールの決定 ◇清掃 ◇要望の取りまとめ
ボランティア	◇生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設し、通信手段の確保を図り、運営の拠点とする。

(3) 他都道府県からの避難者の受入れ

大規模災害時において、他都道府県知事から県を通じて避難者の受入れの要請があった場合又は相互応援協定市町村から避難者の受入れの要請があった場合は、避難所を確保するものとする。

ア　避難所の開設に当たっては、市内の公共施設の中から、避難者数等を考慮して選定する。

イ　避難所として選定された施設の管理者等は、必要時に当該施設が迅速かつ円滑に避難所として開設できるよう、維持管理に努めるものとする。

ウ　要配慮者に配慮した避難所の選定及び開設に留意する。また、県と連携して、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入れの調整等、支援の充実に努める。

エ　県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供するものとし、市は、これに協力する。

(4) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織（避難所運営委員会）の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について記録し、毎日、災害対策本部に報告する。なお、病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

さらに、避難所からの退去者及び毎日の避難者の出入りを記録する。

(5) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示又は館内放送によって行う。また、要配慮者に考慮し、避難所自治組織（避難所運営委員会）を通じて広報紙、チラシ等の配布及び口頭による伝達を行うよう配慮する。

(6) 避難所内防犯対策

避難所においては、外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。また、必要に応じ、警察官の派遣を要請する。

(7) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため、通信連絡手段の確保に努める。

３　避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所の諸スペースを配置する。

■スペース例

◇生活スペース	◇休憩スペース	◇更衣スペース
◇洗面・洗濯スペース	◇医療救護所スペース	◇物資保管スペース
◇配膳・配給スペース	◇駐車スペース	◇ペット飼育専用スペース
◇授乳スペース	◇発熱者スペース	
◇クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせるための空間）　等		

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備及び備品を設置する。特に、季節の特性や要配慮者、男女のニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

なお、不足している設備及び備品は、産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

◇冷暖房器具	◇扇風機	◇仮設トイレ（男女別）	◇公衆電話	◇給湯設備
◇掲示板	◇間仕切り	◇食器、調理器具	◇清掃用具	◇避難所ボックス

４　避難者への支援

(1) 食料及び物資の供給

教育部避難所班は、避難者名簿から食料及び物資の必要数を把握し、産業振興部に供給を要請する。なお、食料については、アレルギー等に配慮する。

避難者への配布は、避難所自治組織（避難所運営委員会）が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織（避難所運営委員会）、保健師、ボランティア等と協力して避難所の衛生対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

◇ゴミ箱及び清掃用具の設置	◇ゴミ置き場等の清掃及び消毒	◇食料の管理
◇炊事場等の清掃	◇手洗い及びうがいの励行	
◇健康診断及び巡回医療の実施	◇トイレ及び洗面所の清掃及び消毒	

(3) 入浴対策

市民部市民班は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等の確保により、被災者に対し入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部市民班及び各行政センター部は、避難所担当職員と連携して、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申込み、関係機関の支援策等の受付窓口とする。

５　要配慮者や女性への避難所対策

避難所担当職員は、要配慮者や性別に配慮し、要配慮者専用スペース、間仕切り、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を適切な場所に設置するなど、避難所生活に配慮する。

教育部避難所班は、女性や子どもに対するセクシュアル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員等を配置し、又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるよう配慮する。なお、女性相談員の配置や相談窓口の開設及び運営に当たっては、男女共同参画を推進している民間団体等に協力を要請する。

福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要配慮者の状況や支援の必要性等に関する調査、福祉避難所への移送等に協力する。

６　避難所生活の長期化への対応

避難所生活が長期化した場合には、避難者の健康面への配慮が必要となる。その場合、県営住宅、市営住宅及び一般住宅への入居に関する住宅支援を積極的に実施する。

７　避難者とともに避難した動物の取扱い

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 25 節「環境衛生計画」 第５「動物愛護対策」参照

８　避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民がちゅうちょなく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)」（令和２年５月埼玉県作成）に沿って、本部事務局と市民部等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

(1)　健康状態に合わせた避難場所の確保

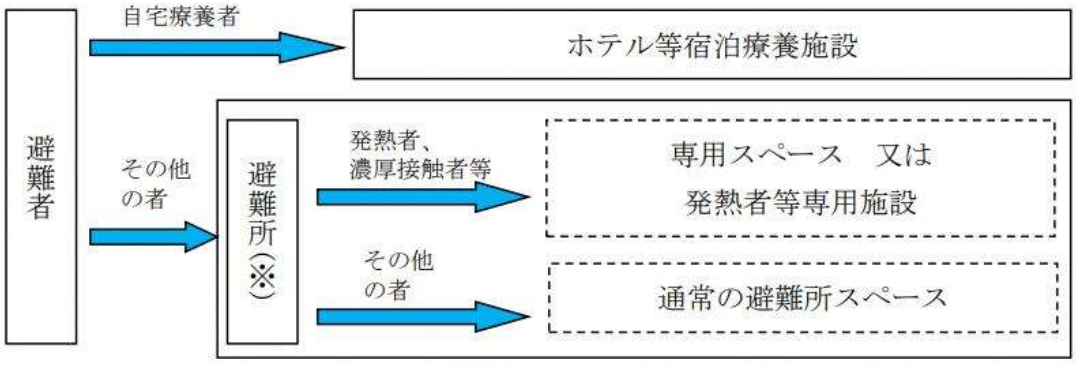

※十分なスペースを確保するため指定避難所以外の確保を検討する。

(2) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど臨時的な避難所の確保、開設を検討する。また県有施設やホテル・旅館等の活用も検討する。

■避難所受付時のフロー

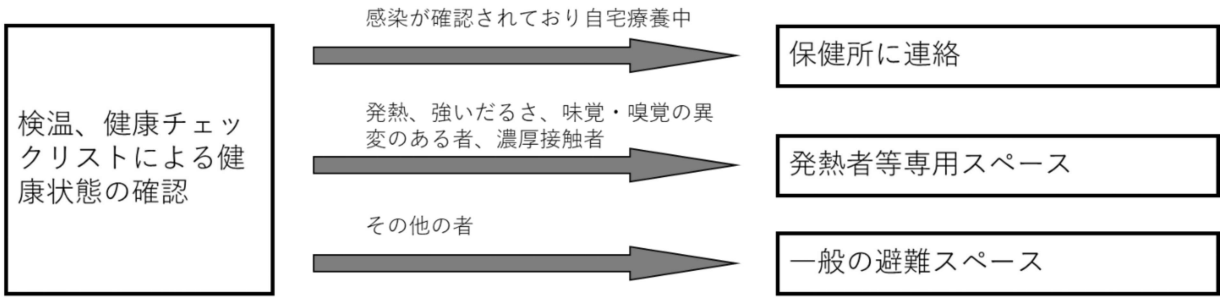

(3) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね２ｍの間隔を確保するレイアウトを検討する。

(4) 避難者の健康管理

ア　避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

イ　感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

(5) 発熱者等の専用スペースの確保

ア　発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

イ　発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

ウ　発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(6) 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

(7) 自宅療養者の対応

ア　自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

イ　避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(8) 住民への周知

広報誌、自治体ホームページ、ＳＮＳ等を活用し以下の事項を住民に周知する。

ア　自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。

イ　安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

ウ　マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること。 等

(9) 感染症対策

ア　手洗い、マスクの着用など基本的は感染症対策を徹底する。

イ　定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）

ウ　食事時間をずらして密集・密接を避ける。

(10) 発熱者等の対応

ア　避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

イ　避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

９　性的少数者への配慮

ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

【資料編】40 指定緊急避難場所（避難地・避難所）一覧
41 福祉避難所一覧

【様式編】17 避難所開設状況報告書
18 避難所状況報告書
19 避難状況一覧
20 避難者カード
21 避難所物品受払簿
22 職員避難所勤務状況
23 避難所日誌

第３　市外への広域避難

市担当部班	本部事務局
関係機関	

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 15 節「避難計画」 第３「市外への広域避難」参照

第４　避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市担当部班	市民部、福祉部、教育部、各行政センター部
関係機関	(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会、(福)熊谷市社会福祉協議会、熊谷市赤十字奉仕団

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 15 節「避難計画」 第４「避難所以外の場所に滞在する被災者への支援」参照

第 13 節　救急救助・医療救護計画

〔　方針・目標　〕

- 倒壊家屋からの救出については、生存率を考慮して７２時間以内に完了することを目標に活動する。
- 被災者の医療は、市内の病院、透析医療機関及び産科医療機関を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 地震発生直後に、状況に応じて市内の 30 小学校の中から選定した箇所に医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応に当たる。その後、保健センター、母子健康センターにおいて対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所及び在宅の被災者の健康状況の把握及び対処を行う。特に、精神のケア、高齢者の感染症対策、エコノミークラス症候群等の予防に留意する。また、人工透析患者には、透析可能な病院の紹介及び搬送を行う。

第１　救助・救急活動

市担当部班	市民部市民班、各行政センター部、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織

１　救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部市民班及び各行政センター部は、災害により要救助者又は行方不明者が発生した場合は、消防部その他関係機関等と相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者に関する情報及び家屋の倒壊現場等の状況を基に、生埋め等となっている行方不明者を捜索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により、生存者を救出する。

また、災害の状況等により、警察署、隣接消防機関等の応援を要請するとともに、埼玉県下消防相互応援協定に基づく出動、自衛隊の災害派遣等について、県知事に要請する。

さらに、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等の出動を要請する。

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の救助活動

住民、自主防災組織、事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら、連携して地域又は事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物や崩壊土砂等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

２　救急活動

消防部は、救助現場から医療機関等まで、救急車等により傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。なお、市内の病院で収容できない規模の多数の傷病者が発生していることが明らかな場合は、市外後方医療機関指定病院へ救急車により搬送する。

また、道路の被害等により救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第２　医療救護等

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会、(一社)熊谷薬剤師会、(公社)埼玉県看護協会

１　応急医療救護活動

(1) 医療救護所の設置

市民部医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、避難所を開設した小学校に、状況に応じ医療救護所を設置して、医師による初期対応を行う。その後、保健センター及び母子健康センターにおいて対応する。

■医療救護所設置予定場所

初期対応（小学校）	中央地区	熊谷東、熊谷西、石原、熊谷南、桜木
	東部地区	成田、佐谷田、久下、星宮
	西部地区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀
	北部地区	大幡、中条、奈良
	吉岡地区	吉岡
	大里地区	吉見、市田
	妻沼地区	長井、秦、妻沼、男沼、小島、太田、妻沼南
	江南地区	江南南、江南北
長期化対応	保健センター、母子健康センター	

(2) 医療救護班の編成

市民部医療班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護班の編成及び医療救護所への派遣を要請する。災害の規模及び状況によっては、歯科医師会等の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に対し支援要請を行う。

(3) 医療救護所等における活動

医療救護所等においては、次の活動を行う。

■医療救護所等における活動

◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
◇負傷者の応急処置
◇助産
◇死亡の確認
◇遺体の検案

２　後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保についての協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により、救急車等による災害拠点病院等への搬送が困難な場合は、県の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）若しくは防災ヘリコプターの出動又は県を通じ自衛隊等による搬送を要請する。

３　医薬品・医療資器材等の確保

(1) 医薬品、医療資器材等

市民部医療班は、薬剤師会及び薬品業者から医薬品及び医療資器材を確保する。なお、不足する場合は、医師会が保有する医薬品及び医療用資器材を使用する。

また、入手が困難なときは、県を通じて、医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部医療班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて、住民に対し献血の呼び掛けを行う。

■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図

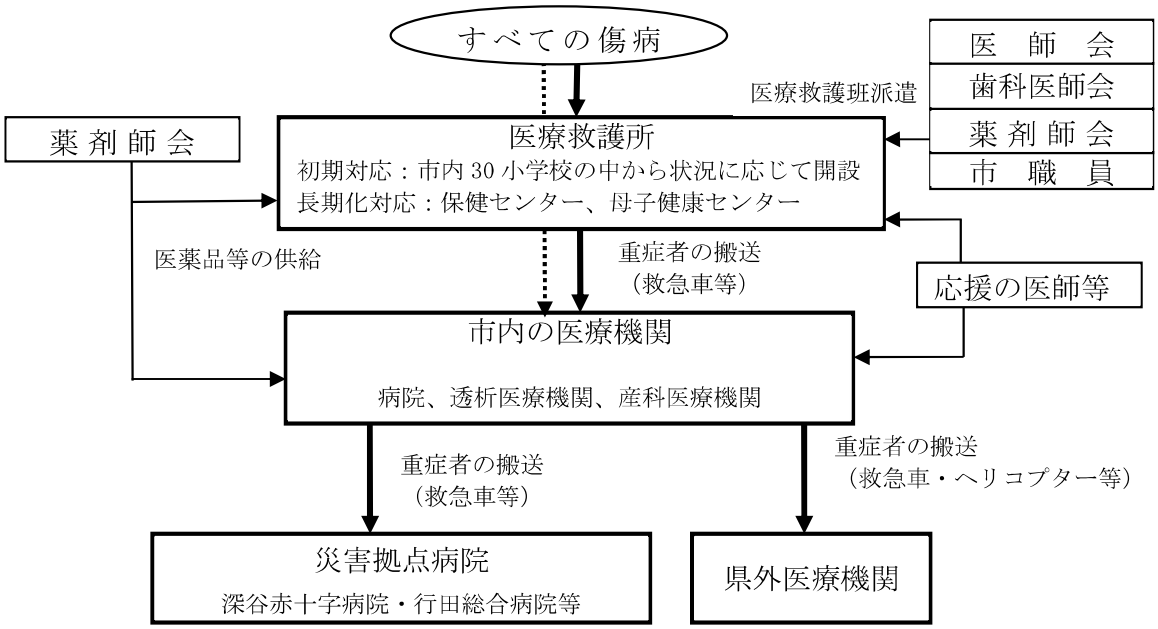

■県と市との連携図

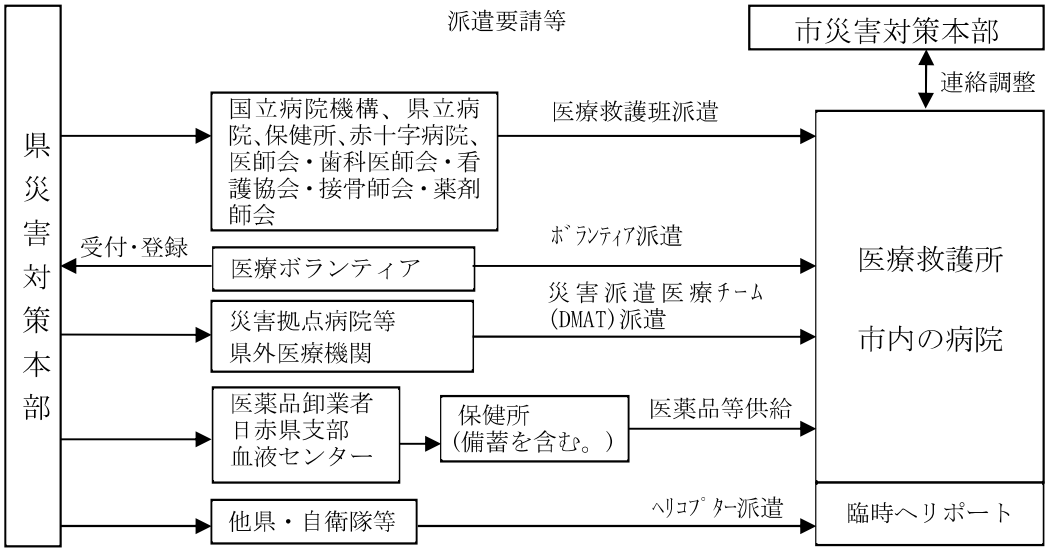

４　被災者等の健康管理

(1) 避難所における医療活動体制

市民部医療班は、避難所生活が長期化する場合は、避難所内に医療救護所を設置し、医師会及び歯科医師会に対して巡回医療班の編成を要請し、健康診断や、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心のケア

市民部医療班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関との協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

なお、県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行うこととなっている。

■精神保健活動班の活動内容

◇発症又は症状が悪化した精神障害者の診療
◇精神科医療機関へのあっせん
◇精神科医療機関への搬送手段の確保
◇市町村、精神科医療機関及び社会復帰施設との連絡調整
◇被災者の精神保健福祉相談

(3) 医療情報の提供

市民部医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等により住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市民部医療班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、医療救護班及び巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部医療班は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

◇炊き出し及び給食施設の管理指導
◇患者給食に対する指導
◇避難所生活が長期化した場合における、避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
◇その他栄養補給に関すること

【資料編】27 医療機関一覧

第 14 節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画

〔　方針・目標　〕

- 大規模な地震の発生時には、災害対策本部設置と同時に、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案及び遺体の安置を総合的に行う。
- 遺体の火葬が早急にできるよう、斎場等、広域的な応援を確保する。

市担当部班	市民部市民班、各行政センター部、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方、これらの捜索、処理、埋火葬等の対策を行うための要員、施設及び設備等が、自身の被災によりその能力を十分に発揮できない事態が予想される。したがって、対策の実施に当たっては、市単独での実施で対応が可能かどうかの判断を最優先で行い、広域的な応援協力体制の確保を先行的に行うよう努める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 17 節「行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画」参照

第 15 節　要配慮者の安全確保対策

〔　方針・目標　〕

- 地震発生直後から、避難支援等関係者、民生委員・児童委員、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用して避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、ＮＰＯ及びボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケア等を実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要配慮者を収容する。
- 外国人について、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第１　社会福祉施設入所者等の安全確保対策

市担当部班	福祉部、各行政センター部
関係機関	北部福祉事務所、熊谷児童相談所、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　施設管理者の活動

施設管理者は、震災発生直後においては、以下のとおり活動する。

■施設管理者の活動

活動項目	活動内容（概要）
施設職員の確保	◇緊急連絡網を活用し、職員の動員及び参集の指示を迅速に行い、緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送	◇避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	◇食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生じた場合は、県及び市に協力を要請する。

２　県及び市の活動

県及び市は、警察、ライフライン事業者、国等防災関係機関、ボランティア団体、福祉関連事業者等と連携し、以下のとおり活動する。

■県及び市の活動

活動項目	活動内容（概要）
各種情報の提供	◇延焼火災の拡大、危険物取扱事業所等の危険物の漏えい、安全な避難のための各種情報等について、社会福祉施設等に対し、適時提供する。 ◇避難指示及び自主避難の呼び掛け等について、社会福祉施設等に迅速に連絡する。
避難誘導及び受入先への移送	◇施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に対し協力を要請する。
巡回サービス	◇自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	◇社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対し、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第２　在宅の避難行動要支援者等の避難支援

市担当部班	福祉部、各行政センター部、市民部市民班
関係機関	北部福祉事務所、熊谷児童相談所、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　避難のための情報伝達

福祉部は、高齢者等避難が発令された場合、在宅の避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難支援等関係者、民生委員・児童委員や福祉関係団体等と協力して情報を伝達する。

２　避難行動要支援者の避難支援

福祉部は、避難行動要支援者名簿や個別計画を活用し、避難行動要支援者が避難支援等関係者、自治会、自主防災組織等の地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

(1) 避難行動要支援者名簿の提供に同意した者の避難支援

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

(2) 避難行動要支援者名簿に不同意であった者の避難支援

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

福祉部は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄、返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難場所等の責任者への名簿の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

３　避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

(1) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査チームを編成し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、民生委員・児童委員や自主防災組織、避難支援等関係者等の協力を得ながら行う。

(2) 救助活動の実施及び受入先への移送

福祉部は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者等の救助を行う。
- 救助困難な状況にある場合、福祉部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

４　妊産婦等への避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児については、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

福祉部は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど、安全の確保を図る。

【様式編】37 避難行動要支援者登録台帳

第３　避難生活における要配慮者支援

市担当部班	福祉部、各行政センター部、市民部、建設部
関係機関	北部福祉事務所、熊谷児童相談所、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員・児童委員、自主防災組織

１　避難所における援護対策

福祉部は、要配慮者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	◇必要となる介護、介助要員、用具の種別及び規模 ◇その他介護に必要な状況
必要な設備及び物資の確保並びに設置	◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車いす、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
要配慮者専用スペースの確保	◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ
生活支援	◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	◇手話通訳の派遣 ◇ボランティアによる個別情報伝達

２　避難所外を含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

福祉部は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を提供する。

(2) 相談窓口の開設

市民部市民班は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口に、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

福祉部及び市民部は、福祉担当職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 物資の提供

福祉部及び市民部は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう、配布の手段及び方法を確立する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受入れを要請する。

３　福祉避難所の設置

福祉部は、避難地域の状況に応じ、市の公共施設等に福祉避難所を設置して、避難所における避難生活が困難な要配慮者を収容する。

避難所生活が長期化した場合は、要配慮者の健康状態に配慮し、社会福祉施設等との連携の下、施設への収容を行う。

■福祉避難所設置予定箇所

◇市立箱田高齢者・児童ふれあいセンター	◇市立障害福祉会館
◇熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」(創作展示棟)	◇特別養護老人ホーム玉の緒
◇市立老人福祉センター別府荘	◇県立熊谷特別支援学校
◇市立老人福祉センター上之荘	◇障害者支援施設新光苑
◇市立老人憩いの家吉岡荘	◇市立健康スポーツセンター
◇熊谷市社会福祉協議会老人デイサービスセンター	◇市立老人福祉センターひかわ荘
◇市立老人福祉センター江南荘	◇ダイアナデイサービスセンター
◇軽費老人ホーム武蔵野ユートピアダイアナクラブ	等

４　応急仮設住宅提供に係る配慮

(1) 応急仮設住宅提供に係る配慮

福祉部及び建設部建築班は、応急仮設住宅提供にあたり、次の要配慮者への配慮を行う。

→ 本章 第 17 節「応急住宅対策」 第２「応急住宅の供給」参照

■応急仮設住宅提供に係る配慮

◇入居者の選定にあたり、要配慮者を優先的に入居させる
◇建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮する

(2) 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、協定を締結している社会福祉施設等に対し一時的な入居を要請するとともに、福祉仮設住宅に入居している要配慮者を支援する。

【資料編】42 福祉避難所一覧

第４　外国人への支援

市担当部班	市長公室部広報広聴班
関係機関	熊谷市国際交流協会

１　安否確認の実施

市長公室部広報広聴班は、職員、語学ボランティア等による調査班を編成し、住民基本台帳等に基づき外国人の安否確認を実施する。この調査結果については、本部事務局を通じて、県に報告する。

２　避難誘導の実施

市長公室部広報広聴班は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

３　情報提供

市長公室部広報広聴班は、市ホームページ、テレビ、ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。

また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ、市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

４　相談窓口の開設

市長公室部広報広聴班は、市民部市民班及び各行政センター部と連携し、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。なお、各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 16 節　飲料水、食料、生活必需品等供給計画

〔　方針・目標　〕

- 地震発生から３日間は、避難者の家庭内備蓄により賄うことを原則とする。ただし、家屋の倒壊により食料等を持ち出せなかった被災者には、市の備蓄品を供給する。
- 発災から３日目までには、協定等に基づき調達した食料及び物資の供給、自衛隊等による炊き出しを実施する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し、救援物資を受け入れる。なお、受け入れる救援物資は企業及び団体からのもののみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第１　給水計画

市担当部班	上下水道部
関係機関	県企業局

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 19 節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」 第１「給水計画」参照

第２　食料供給計画

市担当部班	産業振興部、各行政センター部、福祉部、教育部
関係機関	くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所、くまがや市商工会、(一社)埼玉県トラック協会熊谷支部

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 19 節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」 第２「食料供給計画」参照

第３　衣料・生活必需品等供給計画

市担当部班	産業振興部、各行政センター部
関係機関	熊谷商工会議所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 19 節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」 第３「衣料・生活必需品等供給計画」参照

第 17 節　応急住宅対策

〔　方針・目標　〕

- 家屋の被災調査は、応急危険度判定の終了後から開始し、１週間以内を目途に１次調査を完了し、続いて２次調査を実施し、遅滞なく、り災証明書の発行が可能となる体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後１週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20 日を目標として入居が可能となるよう、県と連携を取り、対策を進める。

第１　住家の被災調査・り災証明書の発行

市担当部班	総合政策部情報班、総務部調査班、各行政センター部
関係機関	

総合政策部情報班は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。

また、総務部調査班及び各行政センター部は、被災者からのり災証明書発行申請に対し、被災家屋の調査結果を基に作成したり災家屋台帳に基づき、証明書を発行する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 20 節「応急住宅対策」 第１「住家の被災調査・り災証明書の発行」参照

第２　応急住宅の供給

市担当部班	建設部建築班
関係機関	県住宅課

建設部建築班は、被災状況を把握するとともに、住宅を失った被災者に対し、県等関連機関と連携して市営住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 20 節「応急住宅対策」 第２「応急住宅の供給」参照

第３　被災住宅の応急修理

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	県住宅課

救助法が適用された場合は、市が被災住宅の応急修理を実施する。都市整備部住宅班は、相談窓口において、住宅の応急修理の申込みの受付を行う。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 20 節「応急住宅対策」 第３「被災住宅の応急修理計画」参照

第 18 節　文教対策・応急保育計画

〔　方針・目標　〕

- 学校、幼稚園及び保育所においては、児童等を安全な場所に避難させるとともに、被害状況を報告する。
- 災害発生後、２週間程度で授業が再開できるよう、避難スペースと教育スペースとの調整を行う。
- 被害の後片づけ等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど、弾力的な運用を検討する。

第１　文教対策計画

市担当部班	教育部学校教育班
関係機関	北部教育事務所

災害時において、教育部は、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に万全を期するため、あらかじめ作成した各学校の防災計画に基づき、応急教育や被災した園児、児童及び生徒に対する適切な措置を講じる。

１　幼稚園・学校における発災時の対応

(1) 園児、児童及び生徒の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童、生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な避難場所に避難させる。児童、生徒等は、保護者の引取りがあるまで、一時的に保護する。

また、学校長は、学校施設に危険があり、園児、児童及び生徒に危険が及ぶと判断した場合は、安全な場所への緊急避難を行う。

(2) 医療救護

学校長等は、園児、児童及び生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなど、必要な措置を速やかに講じる。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、学校等で、園児、児童及び生徒の安否を確認し、教育部学校教育班は、それを把握する。

(4) 避難所開設への協力

学校等では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者の受入れの準備を行う。また、避難所運営に当たっては、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき対応するものとし、避難所自治組織（避難所運営委員会）とともに、教育スペースと避難スペースとの調整を行う。さらに、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。

(5) 被害状況の報告等

学校長等は、被害の規模、園児、児童及び生徒、職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部学校教育班に報告する。

また、状況に応じ、教育部学校教育班と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講じる。

２　施設の被害調査

→ 本章 第８節「公共施設対策・帰宅困難者支援対策」 第１「公共建築物」参照

３　応急教育

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 21 節「文教対策・応急保育計画」 第１「文教対策計画」３「応急教育」参照

４　文化財の応急措置

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 21 節「文教対策・応急保育計画」 第１「文教対策計画」４「文化財の応急措置」参照

第２　応急保育計画

市担当部班	福祉部
関係機関	熊谷児童相談所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 21 節「文教対策・応急保育計画」 第２「応急保育計画」参照

第 19 節　障害物除去計画

〔　方針・目標　〕

- 河川及び道路上の障害物の除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物については、地震後から除去に着手し、緊急交通路については、目標として 24 時間以内に通行が可能となるよう、除去を行う。

第１　道路等の障害物の除去

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 22 節「障害物除去計画」 第１「道路等の障害物の除去」参照

第２　住宅関係障害物の除去

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	熊谷市建設業協会

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 22 節「障害物除去計画」 第２「住宅関係障害物の除去」参照

第３　集積場所、人員、機械器具等の確保

市担当部班	環境部、妻沼行政センター部
関係機関	北部環境管理事務所、県環境整備センター、熊谷市建設業協会

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 22 節「障害物除去計画」 第３「集積場所、人員、機械器具等の確保」参照

第 20 節　輸送計画

〔　方針・目標　〕

- 地震発生当日に、市内の輸送業者等に対して車両の確保を要請し、迅速な運送体制を確立する。
- 地震発生後、３時間以内にヘリポートの状況を確認し、重症者の搬送等のため、６時間以内にヘリポートの運用が可能となるよう、体制を確保する。

第１　車両・燃料等の調達、配車計画

市担当部班	総務部庶務職員班、所管各部
関係機関	(一社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(一社)埼玉県バス協会

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 23 節「輸送計画」 第１「車両・燃料等の調達、配車計画」参照

第２　緊急輸送計画

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建設班、都市整備部公園班
関係機関	鉄道事業者、(一社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(一社)埼玉県バス協会

１　緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の主な対象は、次のとおりである。

■各段階における輸送の対象

<table>
<tr><th>第１段階
（被災直後）</th><th>第２段階
（おおむね被災から一週間後まで）</th><th>第３段階
（おおむね被災から一週間後以降）</th></tr>
<tr><td colspan="3">① 救助又は医療活動の従事者及び医薬品等の物資
② 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資
③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス及び水道施設保安要員等、初動の災害対策に必要な人員、物資等
④ 医療機関へ搬送する負傷者等
⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">① 食料、水等、生命の維持に必要な物資
② 疾病者及び被災者の被災地外への搬送
③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資等</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>① 災害復旧に必要な人員及び物資
② 生活必需品</td></tr>
</table>

２　緊急輸送情報の把握及び提供

建設部建設班は、県をはじめ関係機関から緊急交通路に関する応急復旧の状況、交通規制の状況、交通渋滞の状況等の情報を収集及び取りまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対し、定期的、かつ、必要な場合については、随時、情報を提供する。

３　車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部庶務職員班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)に対し、鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、都市整備部公園班は、自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】 6 臨時ヘリポート場一覧
43 緊急輸送路網図
47 消防応援協定

第 21 節　要員確保計画

〔　方針・目標　〕

- 発災後直ちに、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターをコミュニティセンター等に設置し、受付、登録、活動の割り振り等ができる体制を確保する。また、同センターから離れた被災地には、現地出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会やボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市では、拠点施設、資機材等の提供等、必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第１　労務供給計画

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷公共職業安定所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 24 節「要員確保計画」 第１「労務供給計画」参照

第２　一般ボランティア受入体制の確保

市担当部班	市民部市民班、福祉部
関係機関	(福)熊谷市社会福祉協議会、熊谷市赤十字奉仕団

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 24 節「要員確保計画」 第２「一般ボランティア受入体制の確保」参照

第３　専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	各機関

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 24 節「要員確保計画」 第３「専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請」参照

第 22 節　環境衛生計画

〔　方針・目標　〕

- 地震発生後、24 時間以内に、上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物については、公園等を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の食中毒及び感染症の発生を防止するため、被災地や避難所において防疫及び保健活動を実施する。特に、要配慮者の健康管理に留意する。
- ペットは、飼育者である避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所の居室等、多数の被災者が生活する場所への持込みは禁止する。

第１　災害廃棄物処理計画

市担当部班	環境部
関係機関	県資源循環推進課、県産業廃棄物指導課、県環境整備センター

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 25 節「環境衛生計画」 第１「災害廃棄物処理計画」参照

第２　防疫活動

市担当部班	市民部医療班、環境部
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷薬剤師会

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 25 節「環境衛生計画」 第２「防疫活動」参照

第３　食品衛生対策

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 25 節「環境衛生計画」 第３「食品衛生対策」参照

第４　環境対策

市担当部班	環境部
関係機関	北部環境管理事務所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 25 節「環境衛生計画」 第４「環境対策」参照

第５　動物愛護対策

市担当部班	環境部、産業振興部、各行政センター部
関係機関	熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 25 節「環境衛生計画」 第５「動物愛護対策」参照

第 23 節　事前措置及び応急措置等

第１　市長の事前措置及び応急措置

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 26 節「事前措置及び応急措置等」 第１「市長の事前措置及び応急措置」参照

第２　救助法の適用要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 26 節「事前措置及び応急措置等」 第２「救助法の適用要請」参照

第 24 節　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第１　趣旨

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年 12 月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成 26 年３月 28 日現在で、１都２府 26 県 707 市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成 24 年８月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第２　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

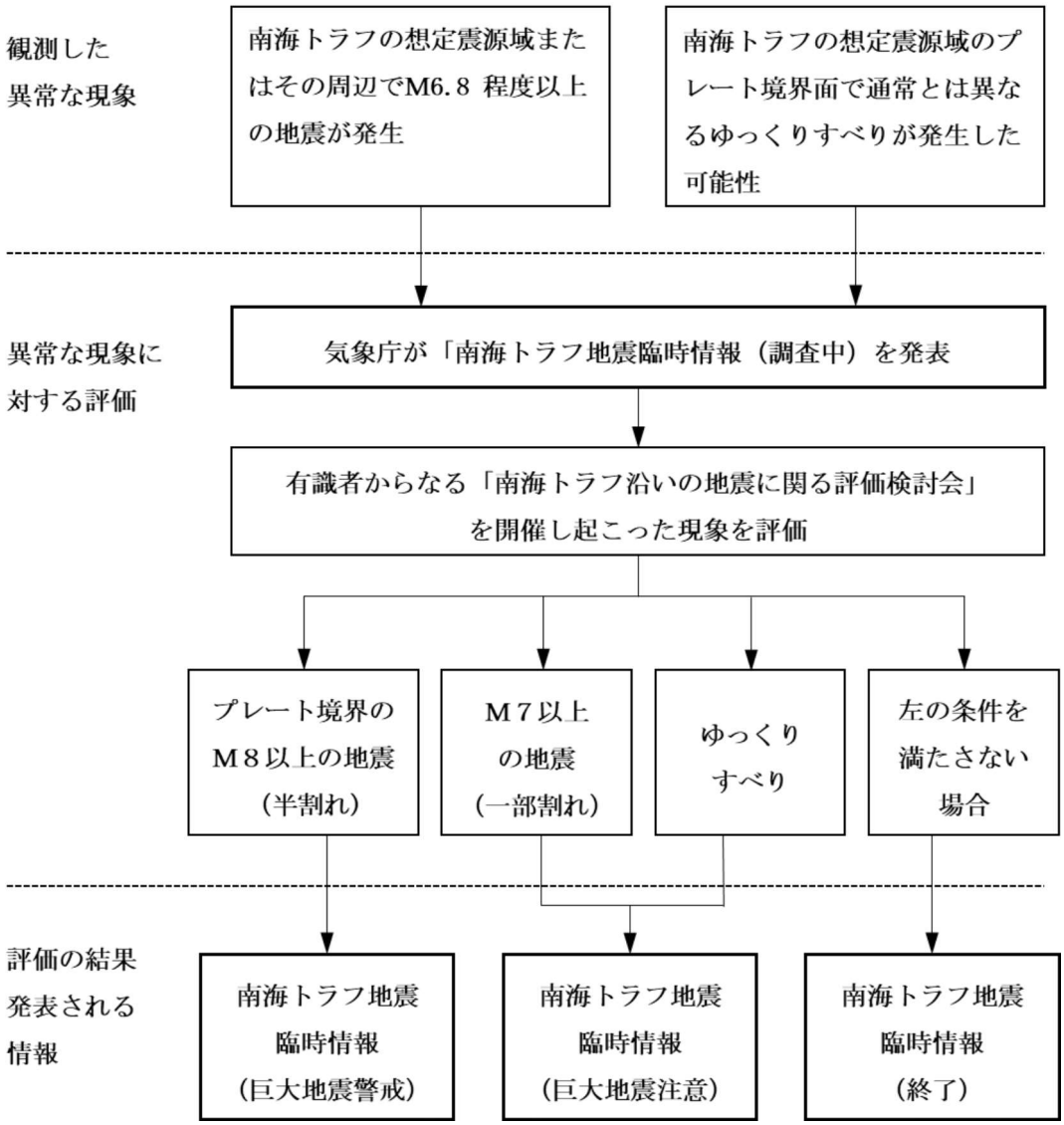

２　県民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	２週間 （警戒：１週間） （注意：１週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(1) 住民の防災対応

ア　日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

イ　日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

(2) 企業等の防災対応

ア　日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第３　地震発生後の対応

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、市及び防災関係機関は、「第４章　震災応急対策計画」に基づき災害対応を行うものとする。

第５章　事故災害応急対策計画

第１節　基本方針

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署、所管各機関

事故災害は、風水害、地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害による人的及び物的被害、影響範囲が局地的である。したがって、応急対策実施上必要となる交通網、情報網、そして電話・電気・ガス等のライフラインは、基本的に機能しており、事故そのものへの対応が事故災害対策の中心となる。

むしろ、住民生活に及ぼす影響については、風評被害等、社会的被害が大きなものとなるおそれがある。このため、事故災害への対応は、以下の３点を基本方針として行う。

■事故災害への基本方針

◇発災初期においては、一刻も早い人命救助と、二次災害防止に全力を集中すること。
◇被災した住民等及び被災のおそれのある住民等に対し、必要な救援又は支援を行うこと。
◇正確な情報を適切かつ適時に広報し、事故による人的・物的・社会的被害の最小化を図ること。

なお、対策の実施者、防災体制、及び国、県等への報告については、以下のとおりとする。

１　対策の実施者

原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防本部が中心となるものとし、市においては、消防本部が警察署と連携し、救出、救急、消火等の作業を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合（そのおそれがある場合を含む。）、あるいは住民等に影響が及ぶおそれのある場合には、市の機能をもって応急対策を実施する。

２　防災体制

(1) 初動対応

事故災害発生の通報を消防本部、警察署等から受けた場合、市は、１号配備をとり、市長公室危機管理課に「情報連絡本部」を設置する。

各部にわたる対策が必要な場合は、「事故対策本部」を設置し、災害警戒本部体制２号配備をとる。その後、対策の必要に応じて、より高次な配備体制に移行し、救助法適用要請要件を満たす場合は、「災害対策本部」によるものとする。

(2) 情報連絡本部の設置

情報連絡本部においては、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に連絡員を派遣し、状況の把握に努める。

(3) 事故対策本部の設置

情報収集の結果、市各部により対応する必要がある場合は、市長に対し、事故対策本部の設置、必要な配備体制及び職員の動員指示について意見具申し、速やかに応急対策実施体制を確立する。

(4) 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害警戒本部の組織及び運営を準用する。

■大規模事故への基本的な対応

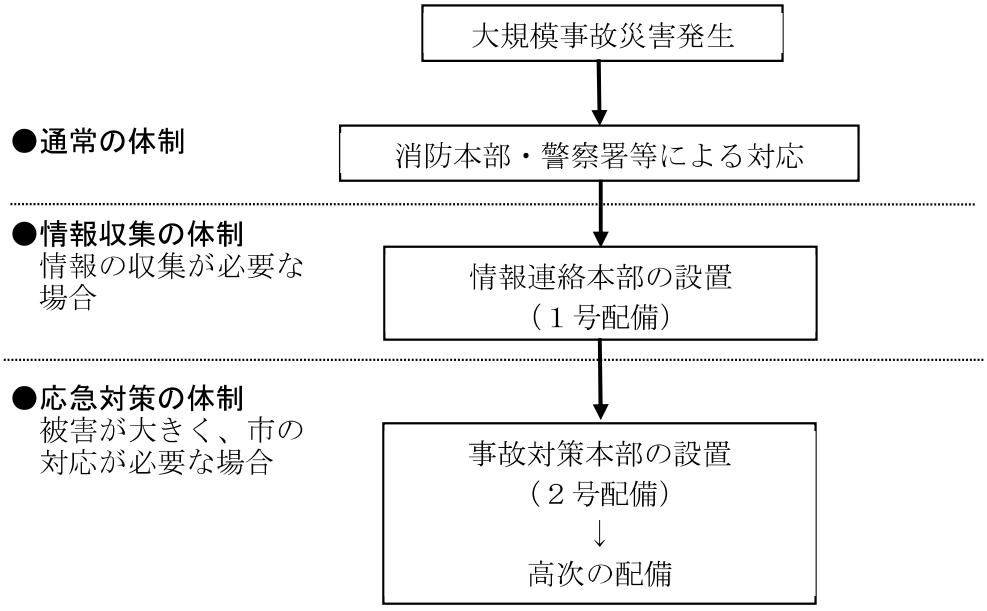

３　国、県への報告

国、県への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 国への報告

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

◇消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知した場合
◇通信の途絶等により知事に報告することができない場合
◇119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	一般基準	◇死者が３人以上生じたもの ◇死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
	交通機関の火災	◇航空機、列車等の火災で次に揚げるもの ・航空機災害 ・列車事故
	原子力災害	◇放射性物質の漏えい ◇放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ◇核燃料物質等運搬中の事故（その通報があった場合） ◇基準以上の放射線の検出（その通報があった場合）
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。」を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ◇死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ◇負傷者が５人以上発生したもの ◇周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発等により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ◇５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ◇河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの ◇市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物の漏えい事故
救急・救助事故即報		◇死者５人以上の救急事故 ◇死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故 ◇要救助者が５人以上の救助事故 ◇覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故 ◇その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ・列車、航空機等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック、テロ等による救急・救助事故

■報告先

		平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話	TN-90-49013	TN-90-49102
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク（注）	電　話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(2) 県への報告

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

報告の種類		報　告　の　手　順	報　　告　　先
被害速報	発生速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県災害オペレーション支援システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第１号「発生速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。	県災害対策課 勤務時間外においては 危機管理防災部当直 ○勤務時間内 電話 048-830-8181（直通） ＦＡＸ 048-830-8159 防災無線電話 85-200-6-8181 防災無線 FAX 85-200-6-8159 ○勤務時間外 （危機管理防災部当直） 電話 048-830-8111（直通） ＦＡＸ 048-830-8119 防災無線電話 85-200-6-8111 防災無線 FAX 85-200-6-8119
	経過速報	◇特に指示する場合のほか、２時間ごとに行う。 ◇埼玉県災害オペレーション支援システムに、逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第２号「経過速報」に必要事項を記載し、防災行政無線のファクシミリ等により報告する。	
確定報告		◇災害応急対策終了後７日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき様式第３号「被害状況調」に必要事項を記載し、文書により報告する。	

４　その他

この計画に定められていない事項については、第３章「風水害応急対策計画」、第４章「震災応急対策計画」の規定に準じて行う。

第２節　火災対策計画

第１　消防活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、熊谷地方気象台

１　消防本部（消防部）による消防活動

消防部は、防御活動の重点目標を以下のとおりとし、消防力の効果的な運用を図る。

■防御活動の重点目標

◇避難地及び避難路確保の優先
◇重要かつ危険度の高い地域の防御
◇消火可能な地域を優先した防御
◇市街地に面する部分の消防活動の最優先
◇重要対象物の防護に必要な消防活動の優先
◇要救助者の救出救助

２　消防団による消防活動

消防団は、初期消火に当たるとともに、以下の消防本部（消防部）による防御活動に協力し、地域消防力の効果的な運用を図る。

◇地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。
◇地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。
◇消防本部による救急救助活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急措置を実施し、安全な場所への搬送を行う。
◇避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、警察等関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。
◇早期に情報収集し、消防本部に連絡する。
◇応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

３　他の消防機関に対する応援要請

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第12節「消防活動計画」 第２「他の消防機関に対する応援要請」参照

４　消防法に基づく火災気象通報及び火災警報

気象台長は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事から、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■通報実施基準

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。 ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

第２　大規模火災対策

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、防火管理者、自主防災組織

１　消火活動の実施

消防部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１２節「消防活動計画」 第１「消火活動」参照

２　相互応援協定の運用

消防部は、他市町との隣接消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定の円滑な運用に努める。また、本部長(市長)は、県に応急対策の実施状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

なお、消防部は、他消防機関及び緊急消防援助隊による消火活動等の調整を行う指揮本部を設置する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１２節「消防活動計画」 第２「他の消防機関に対する応援要請」参照

３　他機関との連携

消防部は、警察署と相互に協力する。また、本部長（市長）は、必要に応じて知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。

４　救急搬送業務

消防部は、大規模火災発生時における要救護者の救急搬送等に当たり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等に応援を求める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１６節「救急救助・医療救護計画」参照

５　住民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たる。

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

→ 第３章「風水害応急対策計画 」第１２節「消防活動計画」 第１「消火活動」参照

第３　林野火災対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	国営武蔵丘陵森林公園、熊谷市消防団

１　消防活動体制の確立

消防部は、林野火災を覚知した場合、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行い早期消火に努めるとともに、近隣市町消防機関、警察署及び県に通報する。また、林野火災防御図を作成し、消火活動の調整を行う指揮所を設置し、関係機関と連携して防御に当たる。火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合は、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

また、地上隊による消火活動によって十分かどうかは早めに判断し、困難な見込みのときは、その旨県へ通報し、空中消火体制を要請する。

■空中消火体制の主な準備事項

◇陸空通信隊の編成	◇林野火災防御図の作成、配置
◇空中消火補給基地の設定	◇ヘリポート等の設定
◇空中消火用資機材等の点検及び搬入	

２　事故対策本部の設置及び広報活動

本部事務局は、林野火災覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部からの消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部を設置する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１節「活動体制計画」、第２節「動員配備計画」参照

また、各部は、消防部、警察署等と連携して、火災発生地区の住民、入山者（ハイカー、観光客、営林活動作業者等）等に対して、防災行政無線、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織等はこれに協力をする。

→第３章「風水害応急対策計画」第６節「災害広報広聴計画」参照

３　相互応援協定の運用

消防部は、他市町との隣接消防相互応援協定及び埼玉県下消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

また、本部長（市長）は、県に応急対策の実施状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

なお、消防部は、他消防機関及び緊急消防援助隊による消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１２節「消防活動計画」 第２「他の消防機関に対する応援要請」参照

４　他機関との連携

消防部は、警察署と相互に協力する。また、市長（本部長）は、必要に応じて知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。

５　救急搬送業務

消防部は、林野火災の発生時における要救助者の救急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等に応援を求める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１６節「救急救助・医療救護計画」参照

６　避難、救出等

(1) 本部事務局、消防部は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、各部と協力して避難広報、誘導、避難所の開設及び受入れを行う。また、孤立者を発見した場合は、県防災ヘリコプターを要請する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１５節「避難計画」参照

(2) 警察署は、応急活動実施のために必要な交通規制を行う。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１４節「交通対策計画」 第２「交通規制措置」参照

第３節　危険物等災害対策計画

第１　危険物等災害応急対策

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、市民部医療班、環境部、上下水道部、消防部
関係機関	県水環境課、熊谷警察署、危険物施設管理者

消防法に定める危険物（石油等）による災害等の応急対策については、当該事業所等が、消防本部等に通報の上、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

１　事業所等

事業所等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

◇危険物の流出及び拡散の防止
◇流出した危険物の除去、中和等
◇災害を免れた危険物施設の応急点検及び必要な応急措置
◇その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

２　県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県・市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

■情報系統図

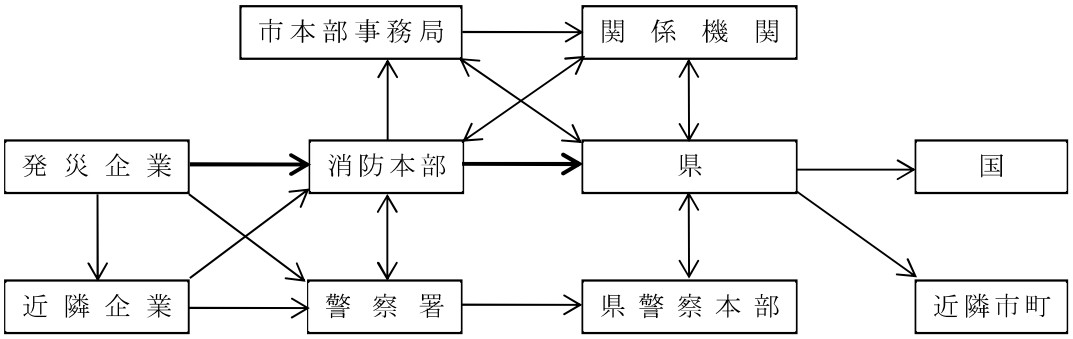

(2) 市事故対策本部の設置

本部事務局は、危険物施設等事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部を設置する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１節「活動体制計画」、第２節「動員配備計画」参照

(3) 災害広報

市長公室部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に対し提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ・ラジオ等報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第６節「災害広報広聴計画」参照

(4) 救急医療

消防部は、警察等関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先する観点から、市民部医療班は、後方医療施設を広域的に確保するなど、消防部の支援に努める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１６節「救急救助・医療救護計画」参照

(5) 消防応急対策

消防部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他都府県への応援要請を求める。

(6) 避難

本部長（市長）は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１５節「避難計画」参照

(7) 交通応急対策

市は、各道路管理者、警察署等関係機関と連携し、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１４節「交通対策計画」参照

(8) 自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策

県は、必要に応じ自衛隊及び日赤等に出動要請を行う。また、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、その他の公共機関は、防災業務計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じて応急対策を実施する。

(9) 水質汚染対策

河川、水源周辺地域に危険物が流出した場合、市は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施、並びに必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上下水道部は、水道水源に汚染のおそれがある場合は、取水停止や広報を行う。

(10) 被災者支援等

各部は、企業、県、その他関係機関と合同して被災者救援・支援のための対策を講じる。

第２　高圧ガス災害応急対策

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、市民部医療班、消防部
関係機関	熊谷警察署、(一社)埼玉県ＬＰガス協会、高圧ガス事業者

高圧ガス事故については、当該事業所、事業者等が消防本部等関係機関に通報の上、当該事業所、事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他

関係機関が総合的な対策を実施する。

１　事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

■高圧ガス災害への措置

◇防災関係機関（県、警察署、市、消防本部）への緊急通報
◇事業所内における災害対策本部等の設置
◇高圧ガスの特性（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた以下の措置
・状況により、設備を緊急運転停止
・火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
・ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
・状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
・状況により、防災要員以外の従業員の退避
・発災設備以外の設備の緊急点検
◇防災資機材が不足した場合の近隣事業所・事業者等からの調達
◇被害の拡大防止措置及び周辺地域住民への避難の呼びかけ

２　県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所、事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、高圧ガス事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１節「活動体制計画」、第２節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

市長公室部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第６節「災害広報広聴計画」参照

(5) 救急医療

消防部は、警察等関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先する観点から、市民部医療班は、後方医療施設を広域的に確保するなど、消防部の支援に努める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１６節「救急救助・医療救護計画」参照

(6) 消防応急対策

消防部は、高圧ガスの特性に基づいた適切な消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に対し、応援出動指示権の発動、他都府県への応援要請を求める。

(7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動及び公共機関応急対策その他

→ 本節 第１「危険物等災害応急対策」参照

第３　火薬類災害応急対策

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、市民部医療班、消防部
関係機関	熊谷警察署、火薬類取扱事業者

火薬類事故については、当該事業所、事業者等が消防本部等関係機関に通報の上、当該事業所・事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

１　事業所・事業者等

事業所、事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

(1) 火薬類製造所における応急措置

ア　作業者は、原則として、機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに、合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。

イ　火災又は爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防部（先着の消防隊員）に、消火活動等に必要な情報を提供する。

各監督者は、その判断により、防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

(2) 火薬庫における応急措置

ア　事業者は、火薬庫周辺に火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する。なお、搬出に当たっては、警察署、消防本部、県等の関係機関との連携を密にして対処する。

イ　事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防部（先着の消防隊員）に対し消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して、入口窓等の目張等による完全密閉、木部への消火措置等、状況に応じた安全措置を行う。

(3) 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

ア　事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出に当たっては、警察署、消防本部、県等の関係機関との連携を密にして対処する。

イ　事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防部（先着の消防隊員）に対し消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して、付近の水溝等の水中に沈めるなど、状況に応じた安全措置を行う。

(4) 消費場所における応急措置

ア　火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外の立入を禁止する。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法により火薬類を回収し、廃棄する。

イ　火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生した場合、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

(5) 運搬中における応急措置

ア　運搬者は、火薬類の運搬中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下、散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

イ　運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬類占有者等への保管委託を行う。

２　県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

なお、運搬中の事故の場合、警察署は、必要に応じて支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬類占有者等への保管委託に協力する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所、事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県・市、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、火薬類事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１節「活動体制計画」、第２節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

市長公室部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第６節「災害広報広聴計画」参照

(5) 救急医療

消防部は、警察等関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先する観点から、市民部医療班は、後方医療施設を広域的に確保するなど、消防部の支援に努める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１６節「救急救助・医療救護計画」参照

(6) 消防応急対策

消防部は、火薬類の性質に基づいた適切な消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他府県への応援要請を求める。

(7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動及び公共機関応急対策その他
→ 本節 第１「危険物等災害応急対策」参照

第４　毒物・劇物災害応急対策

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、環境部、上下水道部、消防部
関係機関	県水環境課、熊谷保健所、熊谷警察署、毒物・劇物取扱事業者

毒物・劇物事故については、当該事業所、事業者等が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防本部に通報の上、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずるものとするが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講ずる。

１　事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

◇毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置
◇災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
◇毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

２　県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所、事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

ア　保健所は、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底する。

イ　消防部は、火災が発生した場合、施設防災管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

ウ　保健所は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防本部、警察署等は、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、毒物・劇物施設等事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。
→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１節「活動体制計画」、第２節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

市長公室部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。
→ 第３章「風水害応急対策計画」 第６節「災害広報広聴計画」参照

(5) 避難

ア　防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ　本部事務局は、必要に応じ、避難指示等を行う。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１５節「避難計画」参照

(6) 水質汚染対策

河川又は水源周辺地域に毒物・劇物が流出した場合、市は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

上下水道部は、水道水源に汚染のおそれがある場合は、取水停止や広報を行う。

第５　サリン等による人身被害対策

市担当部班	本部事務局、市長公室部広報広聴班、消防部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署、自衛隊

１　活動体制

(1) 本部事務局は、サリン等による人身被害が発生した旨の通報を受けた場合、又は覚知した場合、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、事故対策本部等を設置し、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

(2) 市は、事故原因がテロ等の武力攻撃による場合は、「国民保護に関する熊谷市計画」に基づき総合的な対策を行う。

２　応急措置

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるが、応急措置は、安全側（一般的に風上）を考慮し、実施する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、県知事に対し、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊の派遣、自衛隊の有毒物質汚染除去派遣を要請する。

(1) 消防職員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。

(2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

(3) 市は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

(4) 救出・救助活動は、消防部、警察、緊急消防援助隊により行うが、サリン等による汚染の拡大を防ぐため、危険区域（ホットゾーン）、準危険区域（ウォームゾーン）、警戒区域（コールドゾーン）の３ゾーン方式による。

(5)　医療救護活動は、市内外の医療機関等の協力を得て、ＰＡＭ、硫酸アトロピン等各種解毒剤の確保、搬送先の広域確保により行うが、サリン等による汚染の拡大を防ぐため、被災者の除染体制を確立した上で行う。

(6)　市長公室部広報広聴班は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に提供するため、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

(7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策その他
→ 本節 第１「危険物等災害応急対策」参照

第４節　放射性物質事故災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部、環境部、所管各部
関係機関	県危機管理課、県水環境課、熊谷警察署、放射性物質取扱事業者

１　輸送等事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 災害速報

本部事務局は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

ア　放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性同位元素等の運搬中に事故が発生した旨を放射性同位元素取扱事業者等から消防本部又は市に通報があったもの。

イ　放射性同位元素取扱事業所において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）で、放射性同位元素又は放射線の漏えいが発生した旨を放射性同位元素取扱事業者等から市に通報があったもの。

(2) 発見者の通報

ア　放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

放射性物質取扱事業者等は、施設又は運搬中において、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

■事故発生の通報事項

◇事故発生の時刻	◇事故発生の場所及び施設
◇事故の状況	◇気象状況
◇放射性物質の放出に関する事項	◇予想される災害の範囲及び程度等
◇その他必要と認める事項	

本部事務局は、放射性物質取扱事業者等から受けた情報を直ちに県に連絡する。

イ　不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察署に通報する。

また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、消防本部、警察署のいずれかとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡等

放射性物質取扱事業者等は、国、県及び市に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

また、本部事務局は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

なお、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡することとなっている。

２　応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うが、特に以下の事項に留意し、応急対策を実施する。

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア　放射性同位元素等の事業所外運搬事故の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を県及び市等に連絡する。

イ　放射性同位元素取扱事業所災害の場合

放射性同位元素等の事業所外運搬事故の場合に準ずる。

ウ　不法廃棄事案その他の場合

本部事務局が、国（文部科学省）、県等と連携して行う。

(2) 消火活動

ア　放射性同位元素等の事業所外運搬事故に伴う火災の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署、本部長（市長）が指定した場所（消防法第 24 条）に通報する。（放射性同位元素等規則に関する法律第 33 条第１項）

消防部は、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

イ　放射性同位元素取扱事業所の火災の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第 24 条）に通報する。

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、消防本部は事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成 12 年度消防庁）に基づき、あらかじめ作成した警防計画により消火活動を実施する。

(3) 放射性物質の汚染除去

ア　事業所外運搬事故及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

市は、県その他関係機関と連携し、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力に努める。

また、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

イ　不法廃棄等事案の場合

放射性物質が発見された場所の管理者は、国、県、市、その他関係機関と緊密に連携し、警戒区域を設定し、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるとともに、当該放射性物質の除去等を行う。

この際、国、県、市その他関係機関は、必要な協力を行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させるものとする。

３　原子力発電所事故対策計画

(1) 放射線量等の測定体制の整備

ア　校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

学校等、市民の日常生活に密着する市有施設において空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとする。

イ　水道水及び給食食材の放射性物質検査体制の整備

水道水及び給食食材の放射性物質への安全性を確保するため、「原子力災害対策指針」及び「環境放射線モニタニングに係る指針」等に基づき、国、県と緊密な連携を取りながら検査を実施する。

ウ　農産物等の放射性物質検査体制の整備

農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査等に協力する。

(2) 除染基準及び除染マニュアルの整備

学校等の市有施設において放射線量が市の定めた基準を超えた場合は、除染を行うものとする。なお、除染の方法は、除染マニュアルによるものとする。

また、市民からの除染の相談に適切に対応するとともに、除染方法について指導するものとする。

(3) 市民等への情報伝達活動

ア　市民等への情報伝達

本部事務局、市長公室部広報広聴班は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対し十分に配慮するものとする。

イ　市民等からの問合せへの対応

総合政策部情報班は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応するコールセンターを設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的、効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(4) 他県からの避難住民の受入れ

他県において原発事故が発生した場合の本市における避難住民の受入れについては、第４章「震災応急対策計画」第 12 節「避難計画」第２「避難所の開設・運営等」を準用する。

第５節　道路災害対策計画

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、消防部
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

１　事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。この場合の情報伝達は次の系統で行う。

■道路災害の情報収集・連絡系統

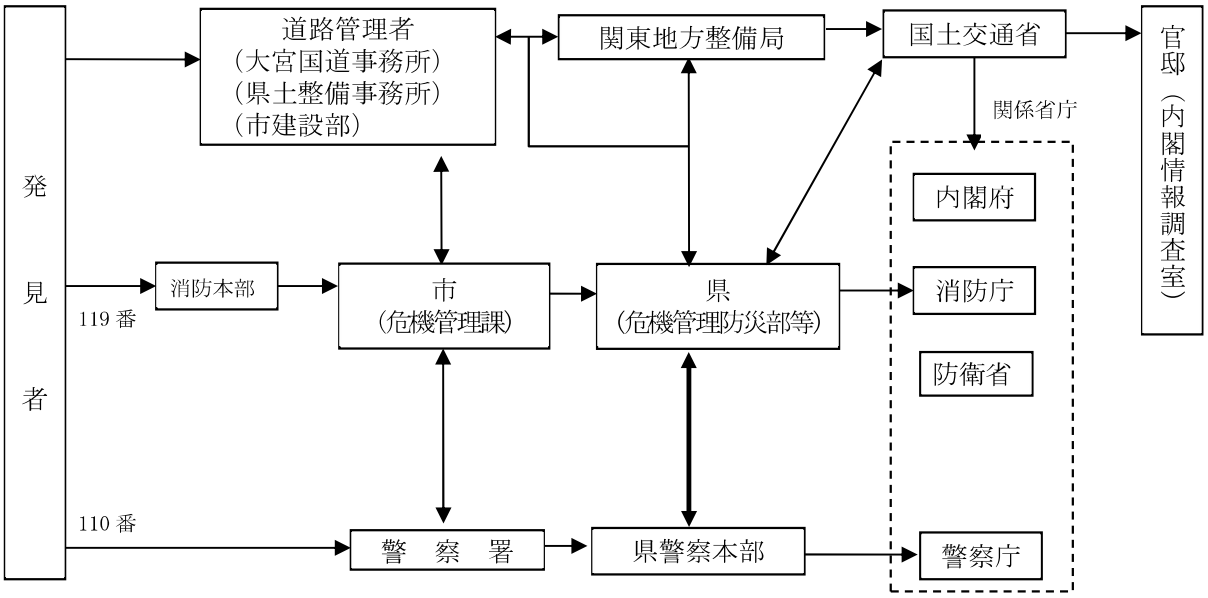

(2) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

２　応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うものとするが、特に以下の事項に留意し、応急対策を実施する。

(1) 救急・救助活動

消防部は、道路管理者その他関係機関と連携し、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等、適切な措置を取る。

(2) 消火及び避難誘導活動

ア　速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

イ　必要に応じ、化学消防車及び化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。

ウ　警察署等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

エ　自動車が火災又は爆発を起こす可能性があるときは、速やかに自動車の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させる。

オ　自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

(3) 代替輸送

市、道路管理者、警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合等、必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

(4) 危険物等の対策

市をはじめ、災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

第６節　鉄道事故・施設災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)、熊谷警察署

１　活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生直後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害の拡大防止措置、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置を講ずる。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

(2) 市の活動体制

本部事務局は、事業者等から鉄道事故発生の通報を受けた場合、又は覚知した場合は、他の市町村、警察等関係機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。併せて、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

２　応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うものとするが、特に以下の事項に留意し、応急対策を実施する。

(1) 救急・救助活動

集団的死傷者の発生が予想される場合、市は、事業者、警察その他関係機関等と連携して、救出が困難で、かつ、治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮しつつ、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。特に市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、延焼拡大防止を優先する。

(3) 乗客等の避難誘導

乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア　事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ　警察は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

ウ　消防部は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者、警察と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。警察署及び市（市長公室危機管理課）等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

エ　本部事務局は、鉄道事故発生により列車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等で、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合には、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

(4) 医療救護

医療救護活動は、広域的な後方医療機関への搬送体制を確保し、重傷者の救命を最優先として行う。

→第３章「風水害応急対策計画」 第 16 節「救急救助・医療救護計画」参照

第７節　航空機事故災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	東京空港事務所、自衛隊、熊谷警察署

１　活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事故機を所有する事業者等は、航空機の墜落等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。(航空法第 76 条)

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な処置を実施する。

(2) 市の活動体制

本部事務局は、市域において航空機事故発生の通報を受けた場合、又は覚知した場合は、他の市町村、警察等関係機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。併せて、県に対し応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

２　応急対策のあらまし

災害の規模及び態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力の下に、県地域防災計画の定めるところにより行うが、特に、以下の事項に留意して、応急対策を実施する。

(1) 救急・救助活動

集団的死傷者の発生が予想される場合、市は、事業者、警察その他関係機関と連携し、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等、適切な措置をとる。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。特に、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、延焼の拡大防止を優先する。

(3) 乗客等の避難誘導

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア　事故機を所有する事業者等は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所へ避難誘導する。

イ　警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者及び消防機関と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯への立入りを禁止するなどの措置を講じる。

ウ　消防部は、航空機事故が発生した場合は、事業者及び警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯への立入りを禁止するなどの措置を講じる。

エ　本部事務局は、航空機事故発生により危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等で、災害現場周辺の住民の生命又は財産に危害が及ぶおそれがある場合は、警察署の協力を得て、付近の住民に対し、避難のための立退きの指示等を行う。

(4) 医療救護

医療救護活動については、広域的な後方医療機関への搬送体制を確保し、重傷者の救命を最優先として行う。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１６節「救急救助・医療救護計画」参照

第６章　その他の災害対策計画

第１節　大規模水害対策計画

第１　計画の前提

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

１　中央防災会議による大規模水害に係る被害想定結果

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成 22（2010）年４月）で実施された荒川及び利根川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定の概要は次のとおりである。

(1) 荒川

■各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

（条件＝ポンプ運転:無し、燃料補給:無し、水門操作:無し、排水ポンプ車:無し、流域平均雨量:約５５０㎜／３日）

類　型　名	想定決壊箇所		浸水面積（㎢）	浸水区域内人口（人）
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸 70km	約 200	約 450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸 21km	約 170	約 1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸 21km	約 110	約 1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸 10km	約 90	約 1,000,000

(2) 利根川

■各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）

（条件＝ポンプ運転:無し、燃料補給:無し、水門操作:無し、排水ポンプ車:無し、流域平均雨量:約３２０㎜／３日）

類　型　名	想定決壊箇所		浸水面積（㎢）	浸水区域内人口（人）
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136m	約 530	約 2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5km	約 140	約 100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132km	約 130	約 110,000

２　大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

浸水面積や浸水区域内人口が広域かつ大規模な浸水が想定される。

また、浸水深が３階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

(2) 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能まひ等の被害が発生する。

(3) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは、供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

(4) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

(5) 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

３　計画の前提

市域は、前述１で想定された箇所の結果による影響はあまりないが、決壊箇所によっては、市域においても大規模水害の発生が皆無とは言えない。

そのため、大規模水害への対応について、本計画に定めるものとする。

第２　適時・的確な避難の実現

市担当部課	市長公室危機管理課、市民部健康づくり課、福祉部、建設部管理課、消防本部指令課
関係機関	

荒川、利根川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定されており、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する場合もある。

関係各課は、大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

１　浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市（市長公室）は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査及び分析する。

２　大規模水害リスクに関する情報の普及

市（市長公室）は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し、生命や健康に問題が生じる可能性等、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

３　適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市（市長公室、建設部）は関係機関と連携し、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使って分かりやすく発信する。

４　適時・的確な避難指示の実施

市（市長公室）は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、高齢者等避難・避難指示等の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報及び指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な高齢者等避難・避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

５　域外避難場所・避難所の確保

市（市長公室）は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

６　避難支援

市（市長公室）は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達に当たっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

７　広域避難に向けた検討

市（市長公室）は、市外への広域避難を円滑に実施するため、県及び他市町村との間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、他市町村との相互応援協定や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

８　孤立者の救助体制の整備

市（市長公室）は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認及び救助が実施できるよう、関係機関との連携体制を整備する。

９　入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送及び受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市（市民部、福祉部）は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定、及び指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

第３　応急対応力の強化及び重要機能の確保

市担当部課	市長公室危機管理課、総合政策部、建設部管理課、上下水道部水道課、下水道課、大里行政センター、妻沼行政センター
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な防災活動拠点、排水施設等の機能維持を図る。

１　堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市（総合政策部）は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

なお、大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

２　防災活動拠点の浸水危険性の把握

市（市長公室、建設部）は、大規模水害時における防災活動拠点の浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

３　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進

市（市長公室）は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

第４　地域の大規模水害対応力の強化

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部管理課、大里行政センター、妻沼行政センター、消防本部
関係機関	荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

１　避難行動力の向上

市（市長公室、消防本部）は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備等、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

２　水防活動の的確な実施

市（建設部、大里行政センター、妻沼行政センター）は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や効率的、効果的な水防対策を検討する。

３　事業継続に有効な建築構造・設備配置

企業等は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

第５　氾濫の抑制対策及び土地利用誘導による被害軽減

市担当部課	建設部管理課、都市整備部都市計画課、市長公室危機管理課
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい都市を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

１　治水対策の着実な実施

市（建設部）は、関係機関と連携し、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

２　排水対策の強化

市（建設部）は、関係機関と連携し、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

３　土地利用誘導による被害軽減

市（市長公室、都市整備部）は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知及び広報に努める。また、地下室に寝室や居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域においては、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備等、まちづくりと一体となった対策を検討する。

４　計画的な土地利用の推進

市は県と連携し、国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくりを進める。

第６　防疫及び水害廃棄物処理対策

市担当部課	環境部環境推進課、市民部健康づくり課
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷薬剤師会

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

１　水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

市（環境部）は、仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等をあらかじめ把握しておく。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量等の把握に努める。

２　広域連携による廃棄物処理

市（環境部）は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他市町村や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、水害廃棄物の分別排出、収集、運搬、中間処理、最終処分等に関する水害廃棄物処理については、熊谷市災害廃棄物処理計画による。

３　衛生環境の確保

市（環境部、市民部）は、関係機関と連携し、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保及び散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

４　広域連携による衛生環境の確保

市（環境部、市民部）は、大規模水害時に必要な人員、資機材等が不足することに備え、他市町村や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

第２節　火山噴火降灰対策計画

第１　火山噴火降灰の可能性

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

１　富士山が噴火した場合

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16(2004)年）や富士山火山広域防災検討会報告（平成 17(2005)年）による富士山降灰可能性マップによれば、本市は２cm 程度の降灰堆積の可能性がある。

■富士山降灰可能性マップ

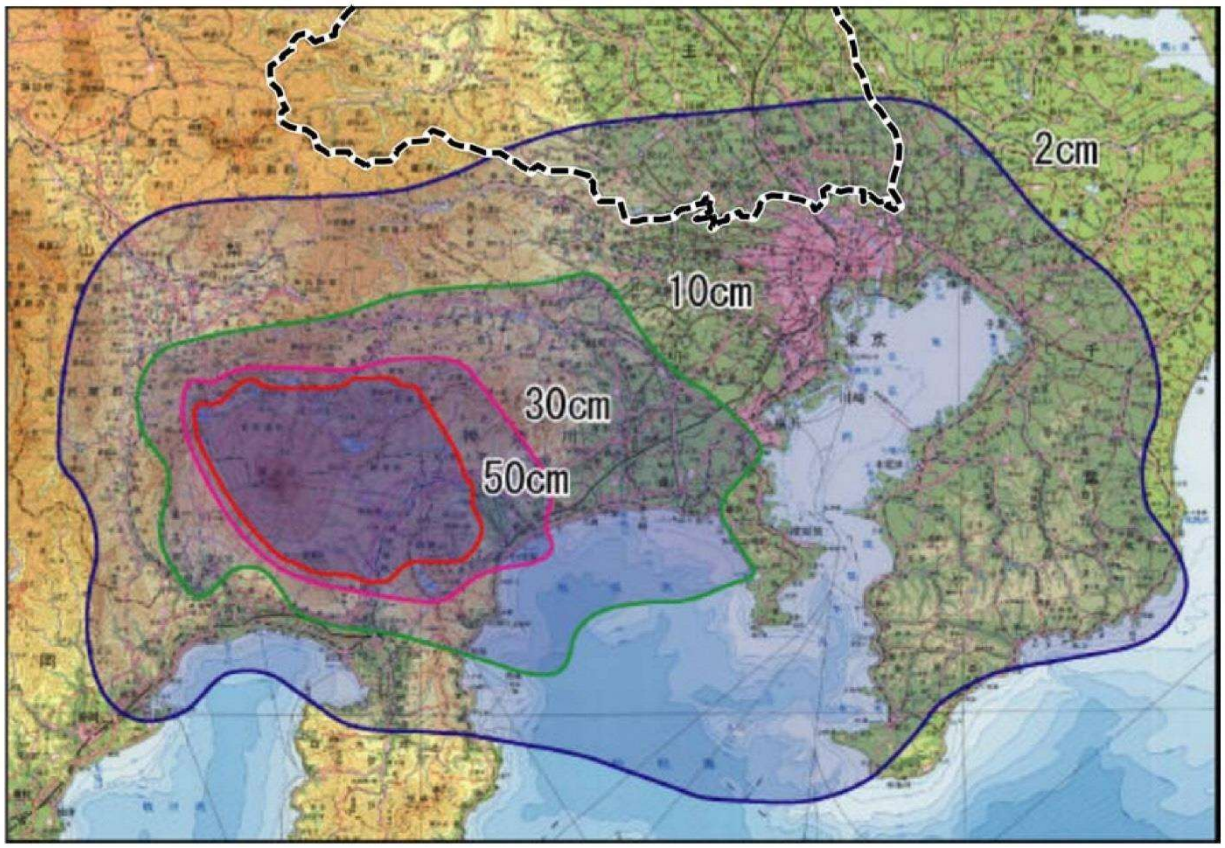

出典）埼玉県地域防災計画　令和３年３月

２　その他の近隣火山が噴火した場合

浅間山、草津白根山等の近隣の火山が噴火した場合には、県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

第２　事前対策及び予防計画

市担当部課	市長公室危機管理課、所管各部
関係機関	

１　火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

(1) 噴火警報・予報、降灰予報

ア　噴火警報(居住地域)、噴火警報（火口周辺）

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「火山名」、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺に重大な影響が予想される場合の名称は、「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

イ　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したものであり、火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要に分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼び掛ける。

■噴火警戒レベル

名　称	略　称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避　難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル４（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）
噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

ウ　噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

エ　降灰予報

噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の３種類の情報として発表する。

オ　火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報である。

カ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等をお知らせする情報である。

キ　噴火速報

登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報である。

２　事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防及び事前対策を検討する。

■検討項目

◇市民の安全、健康管理等
◇降灰による空調機器等への影響
◇視界不良時の交通安全確保
◇農産物等への被害軽減対策
◇上下水道施設への影響の軽減対策
◇降灰処理、火山灰の処分場所の選定

３　家庭内における備蓄の推進

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を促進する。

第３　災害応急対策

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	

１　応急活動体制の確立

降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本部事務局は、必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策の実施に努める。

２　情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは市域に降灰があったときは、降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き及び風速の情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

→ 発信手段は、第３章「風水害応急対策計画」 第６節「災害広報広聴計画」参照

■災害オペレーション支援システムで取得する情報

◇噴火警報及び予報	◇火山の状況に関する解説情報
◇噴火に関する火山観測報	◇火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

本部事務局は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

また、県は、気象庁地震火山部火山監視・情報センターに、降灰の情報を伝達する。

■降灰調査項目

◇降灰の有無・堆積の状況	◇時刻及び降灰の強さ
◇構成粒子の大きさ	◇構成粒子の種類、特徴等
◇堆積物の採取	◇写真撮影
◇降灰量及び降灰の厚さ	◇構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

降灰が予測される場合、市長公室部は、降灰時に取るべき行動を、市民に発信する。

市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、データ放送等）も活用する。

■取るべき行動（例）

◇外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチ等により口元を覆うなど、目やのどを保護する。
◇家屋に火山灰が入らないよう、窓を閉める。洗濯物は、屋外に干さない。
◇自動車の運転においては、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し、視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

３　警備・交通規制

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全を維持し、治安の維持の万全を期する。

(1) 警備

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第１３節「災害警備計画」参照

(2) 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視界不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため、交通規制を実施する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 14 節「交通対策計画」参照

４　避難所の開設・運営

教育部避難所班は、降灰の影響により住家での居住に支障が生じた市民が発生した場合は、避難所を開設及び運営する。

ただし、避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量の降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 15 節「避難計画」 第２「避難所の開設・運営等」参照

５　医療救護

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に、喘息疾患には悪影響を与える可能性が高い。市民部医療班は、関係機関に対して、医療救護活動を要請する。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第 16 節「救急救助・医療救護計画」 第２「医療救護対策」参照

６　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による被害の様相、二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう、対策を講じる。

→ 第４章「震災応急対策計画」 第８節「公共施設対策・帰宅困難者支援対策」 第２「ライフライン施設」、第３「交通施設の応急対策」参照

→ 第４章「震災応急対策計画」 第１３節「救急救助・医療救護計画」参照

■降灰による被害事例

◇電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
　　雨を含んだ火山灰が付着した碍子（がい）の絶縁不良によってショートする。
◇上 水 道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
　　火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によりフッ素や塩素等の水質の値が上昇する。
◇道　　路：降灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる。
◇鉄　　道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

７　農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、産業振興部は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するよう支援する。

また、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

８　降灰の処理

(1) 火山灰の除去

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

また、道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

(2) 灰の回収

環境部は、各家庭から排出された灰の回収を実施する。一般家庭が、集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。ただし、用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出すなど、指定の場所への出し方を周知する。

また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は、各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

(3) 一時仮置き場の設置等

環境部は、一時仮置き場の設置を行うとともに、火山灰の利用及び処分について検討する。なお、最終処分場の確保が難しい場合は、県に対して広域的な処分の検討を要請する。

９　広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の知事から県を通じて避難者の受入れの要請があった場合は、避難所を確保するなど、避難者を受け入れる態勢を整えるよう努める。

１０　物価の安定、物資の安定供給

市民部市民班及び産業振興部は、県と協力し、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、監視するとともに、必要に応じて指導等行う。

第３節　複合災害対策計画

東日本大震災においては、東北地方太平洋沖地震、大津波及び原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第１　基本方針

市担当部班	市長公室部危機管理課
関係機関	

複合災害に対応するに当たっての基本的な方針は、次に示すとおりとする。

１　人命救助の優先

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

２　二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

３　ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第２　予防及び事前対策

市担当部班	市長公室部危機管理課、所管各部
関係機関	

１　複合災害に関する防災知識の普及

(1) 複合する可能性のある災害の種類

◇地震災害
◇風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
◇大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）　等

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の三つのパターンに分けられる。

■具体的なシナリオ例

パターン	具体的なシナリオ例
パターン１	先発災害　巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 後発災害　巨大台風が直撃 影　　響　河川はん濫が発生（荒川決壊等）
パターン２	先発災害　巨大地震の発生 後発災害　復旧又は復興活動中（１年以内）に巨大台風直撃 影　　響　先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ
パターン３	地震Ａ’　県内Ａ市で巨大地震発生 地震Ｂ’　市内で巨大地震がさらに発生 影　　響　市内及び県内対応資源が不足し、対応困難

２　複合災害発生時の被害想定の実施

市は、想定される複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定の実施を検討する。

３　防災施設の整備等

市は、複合災害の発生により庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

４　情報連絡体制の整備

市は、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、救援及び救助活動の状況の把握等に必要な情報を共有する体制を整備する。

５　避難対策

→ 第２章「災害予防計画」 第 11 節「災害に備えた体制整備」 第６「避難対策」参照

６　災害医療体制の整備

→ 第２章「災害予防計画」 第 11 節「災害に備えた体制整備」 第５「医療救護対策」参照

７　災害時の要配慮者対策

→ 第２章「災害予防計画」 第 11 節「災害に備えた体制整備」 第 14「要配慮者の安全対策」参照

８　緊急輸送体制の整備

→ 第２章「災害予防計画」 第 11 節「災害に備えた体制整備」 第３「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

第３　応急対策

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班、建設部建設班
関係機関	

１　情報の収集・伝達

市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

→ 第３章「風水害応急対策計画」 第５節「災害情報通信計画」参照

２　交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災又は建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は、速やかに交通規制を実施する。

３　道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、急傾斜地の崩壊、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、関係機関と連携し、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

４　避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第７章　災害復旧計画

第１節　迅速な災害復旧

市担当部班	総合政策部、所管各部
関係機関	県各部局、関東財務局、日本郵便(株)

１　災害復旧事業計画の作成

市所管各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査及び検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

■公共施設の災害復旧事業計画

◇公共土木施設災害復旧事業計画
◇農林水産業施設災害復旧事業計画
◇都市災害復旧事業計画
◇上下水道災害復旧事業計画
◇住宅災害復旧事業計画
◇社会福祉施設災害復旧事業計画
◇公立医療施設及び病院等災害復旧事業計画
◇学校教育施設災害復旧事業計画
◇社会教育施設災害復旧事業計画
◇復旧上必要な金融その他の資金計画
◇その他の計画

２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市所管各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画の取りまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助する。

財政援助根拠法令は次のとおりである。

■財政援助根拠法令

◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
◇公立学校施設災害復旧費国庫負担法
◇公営住宅法
◇土地区画整理法
◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律
◇予防接種法
◇都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
◇農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
◇県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
◇水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

県及び市は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚災害法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年中央防災会議決定）の二つがあり、この基準により指定を受ける。

激甚災害の指定手続及び激甚災害法による財政援助の対象については、下図及び下表のとおりである。

■激甚災害指定の流れ

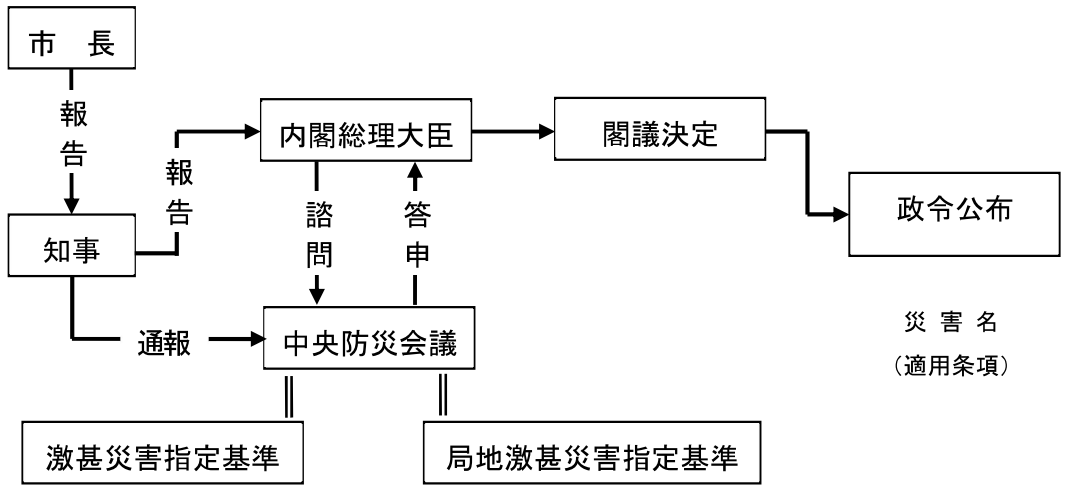

■激甚災害法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	◇公共土木施設災害復旧事業 ◇公共土木施設復旧事業関連事業 ◇公立学校施設災害復旧事業 ◇公営住宅災害復旧事業 ◇生活保護施設災害復旧事業 ◇児童福祉施設災害復旧事業 ◇老人福祉施設災害復旧事業 ◇身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ◇障害者支援施設等災害復旧事業 ◇婦人保護施設災害復旧事業 ◇感染症指定医療機関災害復旧事業 ◇感染症予防事業 ◇堆積土砂排除事業 ◇たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	◇農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ◇農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ◇開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ◇森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ◇森林災害復旧事業に対する補助 ◇土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	◇中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ◇事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ◇小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
その他の財政援助及び助成	◇公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ◇私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ◇市町村が施行する伝染症予防事業に関する負担の特例 ◇り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ◇小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ◇水防資材費の補助の特例 ◇雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ◇産業労働者住宅建設資金融通の特例 ◇上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助 ◇日本私学振興財団の業務の特例

３　災害復旧事業の実施

市各部は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第２節　計画的な災害復興

市担当部班	本部事務局、総合政策部、都市整備部、所管各部
関係機関	県各部局

１　復興に関する事前の取組の推進

市（本部事務局）は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

２　災害（震災）復興対策本部

(1) 災害（震災）復興対策本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、横断的な組織として市長を本部長とする災害（震災）復興対策本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(2) 復興本部の組織及び運営

復興本部には、部、課等を置くこととする。ただし、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。その他復興本部の組織及び運営については、市災害対策本部及び阪神・淡路大震災等における各県及び関係市町の復興本部の例を基にして、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

３　災害（震災）復興計画の策定

(1) 災害（震災）復興方針の決定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表及び行政関係職員により構成される災害（震災）復興検討委員会を設置し、災害（震災）復興方針（以下「復興方針」という。）を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害（震災）復興に対する合意の形成

災害（震災）復興計画（以下「復興計画」という。）の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の提示、施策情報の提供等を住民に対して行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

(3) 復興計画の決定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。

この計画においては、市街地復興、産業振興及び生活復興に関する各計画並びにその事業手法、財源確保及び推進体制に関する事項について定める。

４　災害（震災）復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

ア　建築制限区域の指定（建築基準法第 84 条）

市（都市整備部）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合は、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。

イ　被災市街地復興特別措置法上の手続

市（都市整備部）は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

(2) 災害（震災）復興事業の実施

災害（震災）復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、県、市及び関係機関は、諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

第３節　生活再建等の支援

第１　被災者の生活確保

市担当部班	市長公室危機管理課、総務部調査班、福祉部、各行政センター部
関係機関	県、日本赤十字社埼玉県支部、(福)熊谷市社会福祉協議会、大里広域市町村圏組合、熊谷公共職業安定所、日本放送協会（ＮＨＫさいたま放送局)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、各通信事業者、日本郵便(株)

１　災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金

福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 133 号。以下「災害弔慰金条例」という。）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

福祉部は、災害弔慰金条例に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

(3) 熊谷市災害見舞金

福祉部は、災害見舞金等支給要綱（平成 17 年告示（甲）第 15 号）に基づき、自然災害により被災した住民に災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

なお、本要綱に基づく災害弔慰金は、災害弔慰金条例に基づく災害弔慰金が支給される場合は、支給しないものとする。

２　災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金

福祉部は、災害弔慰金条例に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金条例に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けの対象とならない。

３　租税の減免等

国、県、及び総務部調査班は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税及び地方税（延滞金を含む。）の徴収猶予並びに減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

４　介護保険における措置

福祉部は、大里広域市町村圏組合と連絡調整し、災害によって被害を受けた住民に対し、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

◇認定更新申請期限に関する措置	◇給付差止め等に関する措置
◇給付割合の増額	

５　職業のあっせん

(1) 公共職業安定所による職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■公共職業安定所の措置

◇被災者のための臨時職業相談窓口の設置
◇公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
◇職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用
◇災害救助法が適応された市長から労働需要があった場合の労働者のあっせん

(2) 雇用保険の失業給付に関する特別措置

ア　証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。

イ　激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

激甚災害法第 25 条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。

(3) 被災事業主に関する対策

災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。

６　公共料金等の特例措置

各公共機関は、災害の状況に応じ、被害を受けた住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

■公共料金の特例措置（例）

◇テレビ受信料金の免除等	◇電話料金及び電話工事費の減免等
◇電気料金及び工事費負担金の免除等	◇ガス料金及び工事費の納付延長、免除等
◇上下水道料金の減免等	◇し尿汲み取り手数料の免除
◇農業集落排水施設使用料の減免	◇戸籍、住民票、印鑑証明手数料等の減免

７　郵便事業における措置

災害が発生した場合において、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

◇被災者に対する郵便葉書等の無償交付	◇被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
◇被災地宛て救助用郵便物の料金免除	◇利用の制限及び業務の停止

８　義援金・義援物資等の受付・配分

(1) 義援金の受付及び保管

福祉部は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座を開設し、保管する。

(2) 義援金の配分

福祉部は、義援金の配分に当たっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して決定する。なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

(3) 義援物資の受付及び保管

福祉部は、義援物資受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、あらかじめ樹立した計画に基づき保管場所において一時保管を行う。

(4) 義援物資の配分・輸送

福祉部は、県又は日赤から送付された義援金品を赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

【資料編】48(12) 熊谷市災害弔慰金の支給等に関する条例
48(13) 熊谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
48(14) 熊谷市災害見舞金等支給要綱
50　平成 25 年台風第 18 号に伴う竜巻による被害者に対する支援制度

第２　災害復旧のための被災者への金融支援

市担当部班	産業振興部
関係機関	県、くまがや農業協同組合、各金融機関

１　被災農林漁業災害資金

産業振興部は、農作物や農地等の被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携して必要な支援措置を講ずるものとする。

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限について有利な条件で融資する。

(2) （株）日本政策金融公庫による資金融資

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

関係機関は、被害農業者に対し、種苗・肥料等の購入資金、被害を受けた施設の復旧に必要な資金等を融資する。

２　中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関及び（株）日本政策金融公庫の融資、小規模企業者等設備資金等の貸付け並びに信用保証協会の保証による融資を行う。

３　災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

第３　住宅の復旧・再建支援

市担当部班	福祉部、都市整備部住宅班、建設部建築班
関係機関	県、各金融機関

都市整備部住宅班は、国、県等関係機関並びに関係団体及び事業者の協力を得て、被災後の住宅の復旧を進めるための施策を実施する。

なお、住宅復旧の主な種類と順序は、おおむね次のとおりとする。

■住宅復旧の主な種類と順序

◇独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
◇公営住宅法による災害公営住宅等の建設
◇公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
◇り災都市借地借家法に基づく地区指定
◇土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
◇都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
◇民間住宅の復興に対する支援

１　公営住宅法による公営住宅

建設部建築班は、災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、及び管理することとなっている。

(2) 建設地

公有地を基本として、生活、産業及び都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

(3) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

２　公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

建設部建築班は、既設市営住宅が災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

３　被災住宅に対する融資等

被災住宅の復旧に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。都市整備部住宅班は、被災者に対し、制度に関する資料の提供、広報に努めるとともに、各金融機関に対し、協力を要請する。

４　被災者生活再建支援金の支給

福祉部は、住宅が全壊（全焼、全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものに対し、被災世帯が自立生活を開始するために必要な居住関係経費を被災者生活再建支援金として支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ、県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。

■被災者生活再建支援金の支給手続

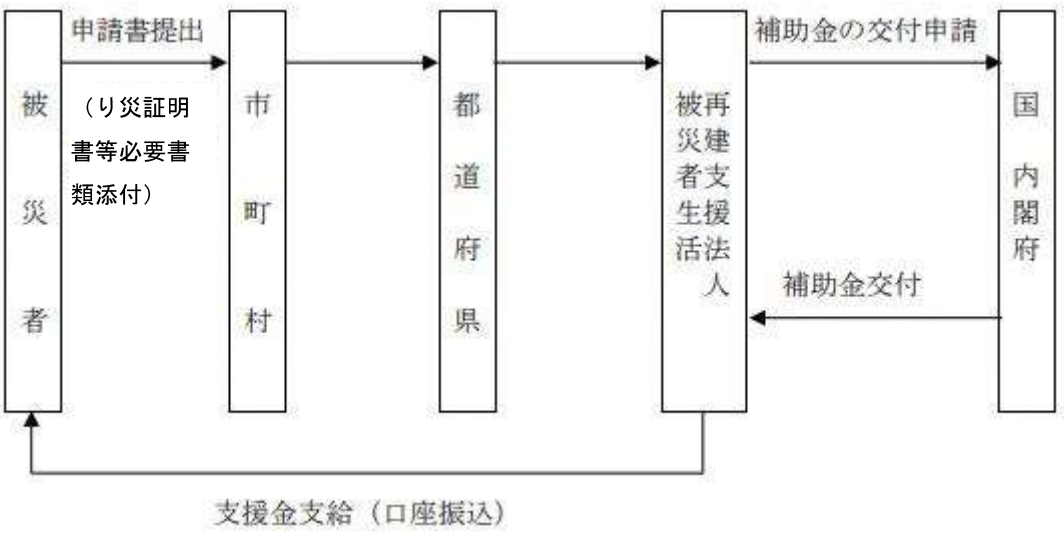

※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

５　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

支援法に基づく被災者生活再建支援制度（前記４）においては、市町村単位等による適用の条件（１市町村において全壊（全焼、全流失等）の住宅の数が 10 以上であること等）のため、同一の地域で発生した同一の災害にもかかわらず、同支援制度が適用される市町村と適用されない市町村とが生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、自然災害により被災し、支援法の適用とならない県内の全壊世帯等に対して、被災者生活再建支援制度と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の制度を創設し、支援を行う。（平成 26 年４月１日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和２年４月１日以降に発生した自然災害から適用。）

■制度の概要

制度を構成する支援	支　援　の　概　要
埼玉県・市町村生活再建支援金	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
埼玉県・市町村半壊特別給付金	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
埼玉県・市町村家賃給付金	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
埼玉県・市町村人的相互応援	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

【資料編】49 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

熊谷市地域防災計画

平成２０年３月作成
平成２４年６月修正
平成２７年８月修正
令和４年３月修正

熊谷市市長公室危機管理課

〒360-8601　熊谷市宮町二丁目４７番地１
電話　048-524-1111（代表）